令和８年第２回定例会

（　第２日　）

令和８年６月５日

令和８年第２回平川市議会定例会会議録（第２号）

○議事日程（第２号）令和８年６月５日（金）
　第１　一般質問

○本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

○出席議員（16名）
　１番　水　木　悟　志
　２番　葛　西　厚　平
　３番　小　野　　誠
　４番　北　山　弘　光
　５番　葛　西　勇　人
　６番　山　谷　洋　朗
　７番　中　畑　一二美
　８番　石　田　昭　弘
　９番　石　田　隆　芳
　10番　工　藤　秀　一
　11番　福　士　　稔
　12番　佐　藤　　保
　13番　原　田　　淳
　14番　桑　田　公　憲
　15番　齋　藤　　剛
　16番　齋　藤　律　子

○欠席議員（０名）

○地方自治法第121条による出席者

市長	工藤貴弘
副市長	對馬謙二
教育長	小山内敏治
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬一俊
財政部長	一戸昭彦
市民生活部長	小野生子
健康福祉部長	佐藤　崇
経済部長	田中　純

建　設　部　長	中　江　貴　之
教育委員会事務局長	工　藤　伸　吾
平川診療所事務長	齋　藤　恒　一
会 計 管 理 者	古　川　聡　子
農業委員会事務局長	中　畑　高　稔
選挙管理委員会事務局長	齋　藤　篤　也
監査委員事務局長	長　濵　貴　弘

○出席事務局職員

事　務　局　長	今　井　匡　己
主　　査	佐　藤　　吏
主　　査	廣　瀬　陽　史

午前10時00分 開議

○議長（石田隆芳議員）　皆さん、おはようございます。暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問に入ります。

本定例会における一般質問通告者は８名であります。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間はおおむね１時間以内とします。

会議規則第62条第２項の規定により、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を告げてください。次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた理事者は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

本日は、一般質問通告一覧表の第１席から第４席までを予定しております。

第１席、１番、水木悟志議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（水木悟志議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　水木悟志議員の一般質問を許可します。

○１番（水木悟志議員）　おはようございます。ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました、第１席、議席番号１番、美郷会の水木悟志でございます。

あの寒かった冬を乗り越え、季節は春となり、待ちわびた桜も過去にない早さで開花となりました。昨今、季節の移ろいが一月ほど早まっていると感じております。猿賀公園の桜は今年も美しく咲き誇り、夜桜の光景など、数多くのメディアで紹介されたことで、さらに、桜の名所としても広く知れ渡っているものと感じております。３月下旬に開館した図書交流施設「よみまる」を親子で楽しみ、そして、猿賀公園の桜を満喫する巡回コースも、春ならではの楽しみの１つであります。

惜しむらくは、満開後の強風が続いたことであります。我々は自然界の営みには勝つことはできませんが、未然に事故を防ぐことはできると思っております。

その１つの事案として、消防の乾燥注意を呼びかけていた矢先、同一日に市内で３か所の火事が発生し、常日頃からの注意がいかに重要かを改めて認識させられました。また、同時期には、岩手県大槌町では山火事が発生しました。本市にも山林が多く点在しております。山間部に暮らす住民の避難等を教訓にされ、災害時には的確に対応してくださるものと確信しております。

さらに、東北各地では、冬眠から目覚めた熊が人里で数多く目撃される中、本市でも幾多の注意喚起がされ、５月９日には尾崎地区で県内２番目、津軽地方では初となる緊

急銃猟により熊が駆除されております。これから本格的に農作業が始まる時期でもあり、いかにして熊と共存し、どのように市民の安全を確保していくかが、全国的な課題ともなっております。

対応されております市猟友会の皆さん、担当される市職員は、ほかの業務との掛け持ちと思いますが、引き続き御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、四季の美しさを体験できる平川市でありますが、これから本格的に始まる猛暑に備えていかなくてはいけません。これらの対策をいかにすべきか、来るべく当市で開催される国スポにも対策を万全で望まれることを切に願うものであり、引き続き、市民が安全・安心で暮らしていけるように、我々議員も市と一体となり尽力していきたいと思っております。

先般就任された小山内教育長においては、初の議会答弁となりますが、本一般質問において、私の考える子供たちの未来を最優先にを柱とした教育施策について議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私の一般質問を始めさせていただきます。

今回は通告に従い、２項目について質問をさせていただきます。

まずは、１　中学校の適正配置と職員不足を見据えた統合加速の可能性についてであります。

本質問の背景及び問題意識を申し上げますと、次代を担う子供たちに質の高い教育環境を構築し、未来永劫保証することは、我々大人の、そして市政の最重要責務となります。

先日、私は、平賀東小学校及び平賀東中学校の入学式に参列させていただきました。そこで目の当たりにしたのは、我々の時代よりはるかに少ない、平賀東小学校では新入生25名の１学級、平賀東中学校は54名の２学級という、子育てしやすさナンバーワンを目指す当市においても少子化の波が着実に押し寄せている現状でありました。

平川市立小中学校適正配置計画によれば、平賀東中学校は令和13年度から生徒数の減少により１学年１学級になる見通しであり、その段階で統合を検討するとされています。

しかし、現場の現状は生徒数の減少のみならず、職員の働き方改革や深刻な人手、成り手不足という新たな課題を含め、計画の見通し以上の速度で変化しているのではないでしょうか。

これらの市の対策をとるため、まずは（１）教員不足及び働き方改革による統合加速の可能性についてお伺いします。

現在報道などでは教職がブラック職業であるとされ、全国的に教員不足が深刻化しており、これは本市における教育現場も例外ではありません。そのような状況下で、１学年１学級の小規模校では、１人の教員が担う校務分掌や、部活動指導の負担が重くなりやすく、教職に求められている働き方改革の推進が困難になる側面があります。

適正配置計画では、令和13年度を１つの目途としていますが、統合することで小規模校を解消し、ひいては教員に与える安心感につながり、そのことで、当市を希望する教員の人材増加や専門教科の指導の質を維持するという観点から、計画を前倒して統合を加速させる可能性について、市はどのように認識しているのかお知らせください。

次に（２）統合による教育の質の向上についてお伺いします。

学校統合は、単なる規模拡大ではなく、多様な考えに触れる集団教育の場を確保し、教員が教材研究に専念できる環境を作る、質の向上のための施策であるべきだと私は考えます。

当市においては、早くから学習支援員などを配置しており、教員からは、非常にありがたく授業の向上につながるという声を聞いております。

しかしながら、質の向上とは第一に教員個人がもたらすものであると私は思っております。特に小規模校では、さきに申し上げた兼務も多く、教材研究に割く時間も厳しいと思われます。

統合することで、生徒の意識改革、教員の質の向上につながるものと思いますが、市ではどのような見解をお持ちなのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　教育長、答弁願います。

○教育長（小山内敏治）　初めに、水木悟志議員の平川市立小中学校適正配置計画における学校の統合を加速させる可能性についての御質問にお答えいたします。

全国的な少子化の流れの中で、当市においても小・中学校の児童生徒の減少が進み、健全な学校運営が困難な状況となっている学校があります。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では学校の適正規模を確保し、子供たちにとって望ましい教育環境を維持するため、学校再編検討委員会を設置し、教職員や保護者、地域の方々の御意見を聞きながら、学校の再編を進めるための適正配置計画を令和６年３月に策定したところです。

この計画に基づき、平賀東中学校は現在は普通学級が各学年２クラスずつであるのに対し、令和13年度からは１年生が１クラスになるとの見込みであることを考慮し、平賀西中学校との将来的な統合の可能性について検討していくこととしています。

また、配置計画に対する検討委員会の答申では、両校の生徒数には大きな差があることから、今後の生徒数の推移を注視し、保護者、地域住民にその趣旨を十分理解していただくことに配慮した上で、早い時期の統合を検討するべきであるとしています。

議員御提案の、小規模校の解消による教員の人材確保や専門教科の指導の質の維持、教員の働き方改革という点も学校統合の目的ではありますが、生徒数だけで判断するのではなく、子供たちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、自ら学び、自ら考える力を身につけるための教育環境や通学条件、地域との関わりや生徒への影響などを勘案する必要もあります。

そのため、学校の統合に対する保護者や地域住民の皆様の御意見を伺い、生徒にとって望ましい時期や環境整備についても十分に見極めながら適切に判断することが重要であることから、現段階では計画を前倒しすることについては考えておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、統合による教育の質の向上についてお答えします。

議員御指摘のとおり、学校統合は、単に学校規模を拡大することを目的とするのではなく、生徒にとってよりよい教育環境を整え、教育の質を向上させていくための施策であると認識しております。学校教育においては、集団の中で多様な考え方や価値観に触れながら学ぶことが、生徒の社会性や協調性、主体性を育む上で重要であり、学校規模は教育環境を整える一つの大切な要素となっています。

これまで当市では、各学校に学習支援員や特別支援教育支援員等を配置し、教員の負担軽減や授業支援の充実に取り組んでまいりました。学校現場からは、生徒への対応に余裕ができた、授業改善につながっているなどの声を頂いており、一定の成果が表れていると考えています。

一方で、教育の質を最終的に支えるのは、教員一人一人の授業力や指導力となりますが、小規模校においては教職員数が限られているため、一人の教員が複数の校務分掌を兼務しており、教材研究や教員同士の授業改善に向けた協議の時間確保に苦慮している状況となっています。

統合により教員数が増えた場合には、校務分掌の分担が進み、教員が授業準備や教材研究に、より専念しやすい環境づくりにつながることが期待されるほか、教員同士が日常的に授業を見合い、学びあう機会が増えることで、若手教員の育成や授業改善にもつながり、学校全体として教育力の向上が図られるものと考えられます。また、習熟度別指導や複数教員による指導、教科の専門性を生かした授業など多様な教育活動が展開しやすくなることが期待されるほか、部活動や進路指導の選択肢が広がることなども統合による教育的効果として考えられるところであります。

今後も学校規模の大小にかかわらず、全ての生徒に質の高い教育を提供できるよう教員の指導力向上や教育環境の充実に努めるとともに、将来を見据えた学校の在り方について慎重かつ前向きに検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員）　水木悟志議員。

○１番（水木悟志議員）　現状をはじめ、市の考え、課題など丁寧に説明いただき、ありがとうございました。

かつて平賀地域にあった数校の小学校も統合されております。このことは、近い将来、中学校の統合にもつながります。いつまでも現状を維持できればいいと思いますが、今後を見越して、通学支援の跡地利活用のビジョンについて再質問いたします。

いざ統合となった場合、子供たちの通学支援や学校がなくなった後、地域コミュニティーの維持のための跡地利活用のビジョンについて、市はどのように住民と対話を進めていく考えなのか、市の方針をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　水木悟志議員御質問の、地域コミュニティー維持のための学校の跡地利活用のビジョンについてお答えいたします。

市では、平成29年３月に策定しました平川市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設等の全体最適化を図り、必要とされる公共サービスの提供を維持・確保するため、供用を廃止し、利用の見込みのない施設については、周辺環境の影響を考慮し、取壊しや除去など、安全性の確保を図ることとしております。

このため、学校施設においても利用の見込みがないと判断した場合には、近隣住民の皆様の安全確保のため解体を検討し、解体後の土地については、民間事業者などへの貸与や有償譲渡など、地域資源としての利活用を進めていくこととなります。

地域住民との対話の進め方としましては、今後も、学校の統合に関する意見交換会や説明会などにおいて、地域住民の皆様の御意見を聴取してまいります。

統合となった場合の通学支援については、教育長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　私からは統合となった場合の通学支援についてお答えします。

学校の統合による通学距離対策としては平川市立小中学校適正配置計画にも記載しており、統合により通学距離が遠くなる児童生徒に対しては、スクールバスを運行することを基本としております。

通学距離が小学校は2.5キロメートル、中学校は４キロメートルを目安にスクールバスの運行を協議することとしています。

○議長（石田隆芳議員）　水木悟志議員。

○１番（水木悟志議員）　学校は地域の象徴であり、統合には痛みが伴うことも理解しております。しかし、教員不足という現実に直面している今、教員が安心して働ける現場を作ることは市の責務であり、本市で教職に立ちたいという気持ちにさせることは、何より大事なことであります。このことを先送りにすることで、不利益を被るのは子供たち自身です。

子供たちの未来を最優先に、これが私の考える本市の教育の在り方です。市長の公約にもあります「ミライを拓く、「人」と「学び」への投資」、その中にあります未来の学びの場所の充実化実現に向け、そしてまた、平川市の未来を担う子供たちが、どの地区においても切磋琢磨できる教育環境を整えるため、市長及び教育長の英断を強く求め、以上でこの質問は終了いたします。

次に、２　平川市独自の文化体験型誘客とＳＮＳによる戦略的情報発信についてであります。

この質問に至った背景でありますが、現在、青森空港の国際線増便や大型クルーズ船の寄港増加により、本県には未曽有のインバウンド需要が押し寄せています。

本市においても、猿賀公園の平川さくらまつりには、大勢の外国籍の観客が訪れていたと聞き及んでおります。

本市における経済活性化のために、この好機を、ただ指をくわえて見ているのではなく、確実に捉え、我が市が誇る盛美園、平川ねぷた、温泉といった地域資源を、単なる見学対象から、世界中の人々が熱狂する本格的な体験へと昇華させ、ＳＮＳを通じて、戦略的に情報発信すべきと私は思います。

これらのことから、市の方針を問うため、まずは（１）盛美園における「伝統技術への没入体験」の構築と発信についてお伺いします。

盛美園は、その和洋折衷の館の美しさ、手入れの行き届いた庭との共存から、あのジブリ映画の舞台モデルになるなど、世界的に知られる本市の顔です。この資産を観光の主軸とするため、次の施策を提案いたします。

鑑賞型観光に加え、尾上地域が誇る庭師の指導の下で行う庭園の手入れ作業体験、昨今、外国でもブームの盆栽手入れ体験など、日本の美意識の深層に触れるプログラムを構築し、知的好奇心の強い外国層を呼び込む考えはないか、市の見解をお知らせください。

あわせて、静寂の中で、庭と向き合う優雅な時間を映像として、ＳＮＳで発信し、世界中に平川市の美しさを拡散させるべきだと思いますが、市ではどのような見解をお持ちなのかお知らせください。

次に（２）平川ねぷたのはやしを通じた魅力発信と、参加の門戸拡大についてお伺いします。

本市の平川ねぷたは、現在、町外からも広く参加を募り、伝統を守りつつも、みんなで盛り上げていく開かれた形へと進化しています。

この熱量を観光の柱とするため、次の施策を提案いたします。

まずは当日以外のはやし体験の創出についてであります。つまり、期間外であっても、世界一の扇ねぷたを背景に、独自の平川ねぷたばやしを実際にたたき、体験できる通年型の拠点を強化できないものか。クルーズ船の寄港日に合わせた特別プログラムとして、はやしの魅力を肌で感じ、ＳＮＳでその音色や熱気を拡散してもらうという提案に対し、市ではどのような見解をお持ちなのかお知らせください。

次に当日の飛び入り参加とはやし体験コーナーの設置についてであります。

祭り当日においては、観客や町外からの参加者が実際に太鼓をたたいたり、運行に加わったりできる体験コーナーや飛び入り参加枠を拡充すべきだと考えます。

はっぴを貸し出し、市民とともにリズムを刻む、一生ものの体験を提供することで、じゃわめぐを体感し、世界中で平川市のファンを増やすきっかけにすべきだと考えますが、市の見解をお知らせください。

最後に（３）「平川のゆっこ」癒しの聖地プロモーションについてお伺いします。

本市には行く先々に豊かな温泉資源があります。例えば、駅からすぐそばに古くから地元に愛される温泉があるなど、尾上地域、平賀地域、碇ヶ関地域とそれぞれに特性があり、しかもワンコインで温泉を楽しめる温泉地であります。ワンコイン以下で多くの温泉を楽しめるのは、全国的にもまれであると思っております。

これらを単なる入浴施設ではなく、源泉かけ流しの本物の湯治体験や、温泉のもたらすストレス解消、また、温泉街の素朴な風景を伝える、あずましい癒しの聖地として、ＳＮＳで丁寧に発信すべきと考えますが、市の見解をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　私からは初めに、盛美園における「伝統技術への没入体験」の構築と発信についての御質問にお答えいたします。

令和８年２月に国が公表した資料によりますと、令和７年１月から12月までの本県の外国人宿泊者数は約52万人と過去最高となっております。

さらには、青森空港国際線の増便や青森港へのクルーズ船寄港予定便の増加などから、本県のインバウンドの来訪者数は今後も増加していくものと思われますので、多くのお客様に当市を訪れていただき、その魅力を堪能してくだされればと考えております。

盛美園での庭園や盆栽の手入れ体験プログラムの構築によるインバウンド誘客についてでございますが、令和４年度から販売を開始している「庭師体験プログラム」がありますが販売実績はないとのことであります。

その要因の一つがプログラムの魅力を十分に発信できていないことと推察しており、今後は発信の仕方はもちろん、プログラムの改善やインバウンドへの対応等と併せて、観光協会や関係事業者と協議してまいりたいと考えております。

次に、ＳＮＳによる発信についてであります。

平川市の美しさを発信していくことは、当市の魅力度アップにつながり、インバウン

ド客はもちろん、国内客の呼び込みにも寄与するものと考えており、現在、観光協会のほか、市の様々な情報をＳＮＳを活用し発信しているところです。

商工観光課においても先月アカウントを開設いたしましたので、多くの観光資源や観光情報の発信について、動画も含め挑戦してまいりたいと考えております。

次に、平川ねぷたのはやしを通じた魅力発信と、参加の門戸拡大についての御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、平川市のねぷたは、団体ごとにテンポやリズムが異なるおはやしが特徴であり、それが魅力の一つとなっております。

平川ねぷたのおはやしを祭り以外で披露することについては、市内ねぷた団体が市内宿泊施設やイベントなどで実施した例があると伺っております。また、近隣自治体においては、ねぷた団体の協力により、ねぷたはやしを堪能しながら食事ができるプログラムを造成し、販売している例もございます。

このことから、議員御提案のプログラムは、関係者間との連携など仕組みづくりを工夫することで実現可能と考えておりますので､その他の課題やニーズ調査などと併せて、観光協会やねぷた連絡協議会と協議を行い、実現の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、ねぷたまつり当日のおはやし体験や、運行への飛び入り参加についてであります。

議員御質問のとおり、祭り当日は多くのお客様が観覧に訪れますので、おはやし体験や運行への飛び入り参加は、より一層のファンが増えるきっかけになるものと認識しております。

おはやし体験については、実施主体や場所、太鼓ほか楽器の整備など、様々な課題が想定されますが、仕組みづくりとともに実現の可能性について探ってまいりたいと考えております。

最後に、当日の運行への飛び入り参加についてでございますが、祭りの運営の中で一番大切なのが、おいでくださった皆様方が安全に楽しく祭りに参加していただくことだと考えております。

安全・安心な運行のために、各ねぷた団体において各種保険等加入のために参加者を事前に把握することとしており、現在、世界一の扇ねぷた運行実行委員会では７月17日を期限として引き手を募集しているところです。

このことから、安全を第一に考えますと、当日の運行への飛び入り参加は現状では困難であると考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

「平川のゆっこ」癒やしの聖地プロモーションについては経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　私からは、「平川のゆっこ」癒やしの聖地プロモーションについての御質問にお答えします。

当市では19か所の豊かな温泉資源を有しており、どの温泉にもそれぞれ異なった泉質等の魅力があり、観光資源にもなりうるものであると考えております。

議員御提案の温泉のＳＮＳによる魅力の発信につきましても、さきに答弁いたしました盛美園の魅力発信と同様に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　水木悟志議員。

○１番（水木悟志議員）　市の考えなど丁寧に説明いただきありがとうございました。

そこで、将来の観光誘客を見越し、何よりも誘客がもたらす市の経済活性に向けての再質問となります。

市内を観光する場合、車の移動が大前提となりますが、観光客の中には、このほかの手段を利用する方々も多く存在します。

そのために必要なのは、周遊のための２次交通整備についてであります。インバウンド、県外からの観光客のためにも、盛美園、ねぷた、温泉をストレスなく周遊することは誘客の増加にもつながり、そのため、誰もが気兼ねなく利用できる２次交通の整備について必要と考えますが、市の見解をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　議員御質問のとおり、県内の主要な交通拠点から市までの交通手段や、市内において観光地を周遊するための交通手段の整備につきましては、当市へ誘客を図る上で重要なものであると考えております。

まず、県内の主要な交通拠点から当市へ移動する交通手段の現状を御説明いたしますと、青森港からはクルーズ船の乗客を対象としたオプショナルバスツアーにより、青森空港からはバスと鉄道を、ＪＲ新青森駅からは鉄道を乗り継いでお越しいただいております。そのほか、レンタカーや観光タクシーの利用も考えられますが、鉄道等と比べ費用が割高になることが考えられます。

なお、水木悟志議員御提案の、空港などの主要な交通拠点からの、乗り継ぐことなく平川市まで来ることができる２次交通の整備につきましては、そのかかる費用や実施主体、ニーズの有無、発着地や運行本数等、様々な課題があり、市単独での整備は困難であると考えられることから、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　水木悟志議員。

○１番（水木悟志議員）　公共交通の現状維持や市単独での整備が難しいという課題は理解いたしました。

ただ、大型クルーズ船の乗客の皆さんは、朝に港へ到着し、夕方あるいは夜には出航するという非常に限られたスケジュールの中で動かされています。そのような方々が、不慣れな土地で、複数の公共交通機関を乗り継いで平川市までお越しいただくのは、時間のロスや乗り遅れの不安を考えると、現実的には極めて困難です。

だからこそ、本市が今取り組むべきは、オプショナルバスツアー強化ではないでしょうか。

朝、フェリー埠頭までバスでお迎えに上がり、移動の心配をなくす。そして、平川市に到着した後は、盛美園のすばらしい庭園や、ねぷたの伝統をどっぷりと体感していただき、おいしい地元のランチに舌鼓を打ち、さらには自慢の温泉で旅の疲れをあずましく癒やしていただく。そして、出航の時間に絶対に遅れないよう、責任を持って港まで送り届ける。

このように時間を気にせず、安心して平川市を丸ごと楽しめるプランを市が観光協会としっかりと協力して構築することこそが、今ある資源を最大限に生かした、現実的な、かつ強力な誘客策になると確信しております。

こうした取組を通じて、世界中のたくさんの人々が、平川市を訪れ、このまちのファンになってくれることを切に願うものであります。

派手なイベントに頼るのではなく、今ある資源の本質を磨き、ＳＮＳという現代のツールを使ってその価値を世界に届ける。伝統を重んじながらも、町内町外を問わず誰もがはやしのリズムに乗り、平川ねぷたを楽しみ、それからまた地域に根差した伝統の技を体験し、さらには、温泉のあずましさを体感できる環境を整える。それこそが、本市の未来を切り開く道だと確信しております。

市長の公約にもある、海外を見据えた観光誘客の促進実現に向け、未来を見据えた前向きな施策を強く求め、私からの一般質問を終了いたします。

○議長（石田隆芳議員）　１番、水木悟志議員の一般質問は終了しました。

午前10時55分まで休憩とします。

午前10時40分　休憩

午後10時55分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第２席、３番、小野　誠議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（小野　誠議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員の一般質問を許可します。

○３番（小野　誠議員）　おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第２席、議席番号３番、ひらかわ市民クラブ、小野　誠でございます。

４月から新年度が始まり、５月には最大の学校行事でもある運動会も終わり、新しく入学された児童生徒の皆さんは、ようやく学校生活にも慣れてきたと思います。昨年度は多くの子供たちが文化・スポーツ等で活躍し、多くの市民の皆さんに元気と感動を与えてくれました。今年度も、自分の目標に向けて仲間と共に頑張ってくれることを心から願っております。

それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。

１　自転車用ヘルメットの購入費補助についてです。令和５年４月施行の道路交通法改正により自転車利用者のヘルメット着用が全年齢の努力義務となりました。当市では、ヘルメット着用を推進し、自転車による交通事故軽減を図ることを目的として、中学生と中学校の入学を控えた小学６年生を対象に令和５年１月１日以降に購入された人に自転車用のヘルメット購入費の一部を補助しています。

自転車用ヘルメットについての質問は、私が令和５年第４回定例会で、桑田公憲議員が令和６年第２回定例会で質問していますが、なかなか着用率が向上しないのが現状のようです。

青森県警が公表している自転車用ヘルメット着用率調査結果を見ますと、令和５年度全国平均13.5％に対し本県は2.5％で全国46位、令和６年度全国平均17％に対し本県は9.1％で全国40位と上昇しましたが、令和７年全国平均21.2％に対し本県は7.5％で全国46位となっています。

それでは（１）過去３年間の申請状況と啓発活動についてです。自転車用ヘルメットの補助事業を令和５年度から開始して３年が経過しました。令和８年度も引き続き補助事業に係る予算を計上しています。そこで、過去３年間の申請状況とこれまでの啓発活動についてお伺いします。

（２）補助金の交付対象者の拡充についてです。今年度４月１日から自転車の青切符制度が始まりました。自転車の交通違反に反則金を科す制度で、16歳以上が対象となり、信号無視、逆走、スマホ使用、無灯火、一時不停止など113種類の違反に反則金が科せられました。制度導入から２か月が過ぎましたが、ヘルメット着用者が増加し努力義務ですが意識が向上しているようです。

道路交通法では、自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶせるように努めなければなりません。また、保護者の方は児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません、と規定されています。警視庁によると、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた人は、約６割が頭部に致命傷を負っているそうです。自転車乗用中の交通事故の被害を軽減するには、頭部を保護するためのヘルメットを着用することが大変重要であると考えます。

そこで、補助金の交付対象者を幼児から高齢者まで、自転車を使用する全ての市民を対象としてはどうか、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（工藤貴弘）　小野　誠議員の御質問のうち、私からは自転車用ヘルメットの補助金の交付対象の拡充について、お答えします。

議員御指摘のとおり、令和７年度の青森県の着用率が7.5％で全国46位という調査結果の中、ヘルメットの着用は交通事故発生時の被害を軽減する効果に大変有効であると思いますが、まずは、着用に向けた市民一人一人の意識啓発が重要であると考えております。

今のところ交付対象の拡充については考えておりませんが、警察、交通安全協会等の関係団体との連携を強化し、まずは、市民の着用率向上に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

過去３年間の申請状況と啓発活動については、教育委員会事務局長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　私からは、過去３年間の申請状況と啓発活動についてお答えします。

まず申請状況についてですが、令和５年度は21件で補助額４万8,300円、令和６年度は24件で補助額６万3,500円、令和７年度は17件で補助額３万8,100円となっており、３年間の合計で62件、補助額14万9,900円の補助をしております。

次に啓発活動についてですが、各中学校が４月に実施している交通安全教室の中でヘルメット着用の重要性について指導しているほか、毎年校長先生に対して補助事業活用の依頼を行っております。

また、各中学校が次年度の入学予定者を対象に実施している入学説明会の際に、補助事業のチラシを配布しております。

さらには、毎年４月に全ての中学生を対象にチラシを配布するとともに、市ホームページへ掲載して、補助事業の周知を図っております。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　過去３年間の申請状況は令和５年度が21件、令和６年度が24件、令和７年度が17件、それから啓発活動については、入学予定者の６年生そして全中学生にチラシを配布したりホームページに掲載しているとのことでしたが、３年間の申請状況を見ても、今年度も同じような状況になるではないかと考えます。教育委員会として着用率を向上させるための施策はあるのか伺います。

また、道路交通法改正による自転車指導をどのように考えているのか伺います。

補助金の交付対象者の拡充については、今のところ考えていないということですが、道路交通法では、自転車を運転する全ての人が、ヘルメットをかぶることに努めなければならないと規定されていることから、保護者の方が初めて幼児に補助輪のついた自転車に乗せるときからヘルメットは必要であるし、車の免許を返納し自転車で農作業に出かける高齢者もいることから、補助金の交付対象者を、自転車を使用する全ての市民ということで質問をしました。

答弁では市民への意識啓発が重要であり、警察や交通安全協会と連携を図って啓発活動を行うということですが、具体定な内容について教えてください。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　啓発活動につきましては、広報ひらかわ、市ホームページ、市公式ＬＩＮＥでの周知や交通安全運動時、あるいはひらかわフェスタ等イベントでの啓発グッズの配布、小学校での交通安全指導等を予定しております。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　着用率を向上させるための施策という御質問に対してお答えいたします。

これについては、先ほども答弁させていただきましたとおり、各中学校が入学予定者を対象に実施している説明会ですとか、全中学生のチラシ配付を通じて、補助事業の内容やヘルメット着用の重要性について周知しておりますが、十分に浸透していないという状況にございます。

教育委員会といたしましても、着用率を向上させるには生徒、保護者、あるいは学校への意識啓発が重要であると考えておりますので、粘り強く啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

それから次に、改正による自転車指導についてお答えいたします。

道路交通法の改正により、交通ルールの遵守と安全意識の向上がこれまで以上に重要になるものと考えております。道路交通法の改正に伴って、４校全ての中学校では、今年度警察官を講師として招き、青切符制度の対象となる交通違反等について指導してきたほか、警察が作成した動画の視聴による制度学習や学校職員が作成したクイズ形式による学習などを実施しております。

今後につきましても、交通安全教室の内容を一層充実させるとともに、学校、警察、関係機関が連携しながら、発達段階に応じた継続的な交通安全教育を推進し、自転車事故の防止と安全意識の向上が図られるよう、指導に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　青切符制度で多い違反のトップ３は、一時不停止、ながらスマホ、信号無視の順で全体の87％を占めているそうです。

16歳未満はまだ青切符の対象とはなりませんが、児童生徒に対する学校での交通安全教室を通して、ヘルメット着用を含めた自転車指導のほうをよろしくお願いをいたします。

それでは質問をいたします。

現在の自転車用ヘルメットの補助事業は教育委員会の事業です。前回、私が小学生にも拡充してはどうかという質問に、小学生は自転車通学をしていないので、対象としないという答弁でした。しかし、小学生でも３・４年生から、保護者の責任の下自転車の乗車が許可されており、帰宅した放課後や、休みの日には乗り回しているというのが現状でございます。

先日、交通安全協会の会議の中で交通指導隊の方から、小学生の自転車の飛び出しが非常に多く見られてきているというふうな報告がありました。

自転車を乗車許可する小学生から補助対象とすることで、保護者の方の交通安全に対する意識も変わってくるものと思います。いずれにせよ事故が発生してからでは遅いと思います。

現在の自転車用ヘルメットの補助事業交付要綱の内容。学校から許可された小学生も対象とし拡充してはどうか。今年度の予算内でも十分対応できると思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　自転車用ヘルメット購入費補助金は、中学生が自転車通学する際のヘルメット着用を推奨するため、その購入費用に対して補助することとしていることから、交付対象の拡充については考えておりませんが、学校、警察、関係機関との連携を図って、小学生についても着用率向上に向けた普及啓発に努めていきたいと考えております。御理解ください。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　中学生の補助事業ということですけども、小学生もですね、保護者の責任によって許可され、そして乗っているということが現実でございます。

子供たち、保護者の意識を変えるためにも、今後ですね自転車用ヘルメットの補助事業を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に青森県のキャッチフレーズです。

チャリに乗るならヘルメット。「チャリメット」かぶって守る、みんなの命。となっています。市民の交通安全を祈願し、質問を終わります。

それでは２番目の質問に入ります。

２　平川市職員の兼業・副業についてです。

昨年６月、地方公務員の副業が条件付で正式解禁されました。この副業解禁は地方公務員法第38条の枠組みを維持しながら、任命権者の許可があれば営利活動も可能とするものです。

かつて地方公務員は全体の奉仕者として、公務に専念することが求められ、副業は原

則として厳しく制限されてきました。しかし、近年では地域人材の不足や、職員のキャリア多様化に対応するため、副業を通したスキルの循環と地域貢献が求められるようになりました。

それでは、（１）職員の兼業・副業に関する本市の現状について、国においては職員の兼業・副業を地域活性化や人材育成の観点から積極的に推進する方向性が示されています。総務省通知では、地域貢献型の兼業については、柔軟な許可運用を行うよう求められています。

そこで、本市における職員の兼業・副業の許可件数、活動内容、申請状況はどうなっているのか伺います。また、許可不許可の判断基準はどのように整理されているのか伺います。

（２）地域貢献型副業の推進についてです。平川市では、地域行事での担い手不足や、スポーツ指導者の不足、ＮＰＯ活動の担い手不足など、地域力の低下が課題となっています。

他自治体では、職員がスポーツ指導、消防団支援、手話通訳、地域行事の運営などで副業として地域貢献し、地域の担い手確保に寄与している事例があります。

そこで、本市として地域貢献型副業を積極的に推進する考えはあるのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問のうち、私からは兼業の許可の判断基準と地域貢献型副業の推進についてお答えいたします。

市職員の兼業の許可につきましては、従来より平川市職員の営利企業等の従事制限規則で３点の基準を定めております。１点目に職員と兼業先の間に特別な利害関係がないこと、２点目に兼業による精神的・肉体的疲労により、本業である市職員としての業務に支障を来さないこと、３点目として兼業の内容が公務員の品位を損なわないこと、以上３点の基準を全て満たすことが必要となります。

なお、これまでは統計調査の調査員、消防団員、家業の農業や地元町会の役員などを許可しておりました。

次に、地域貢献型副業の推進についてお答えいたします。

令和７年６月の総務省通知により、地方公務員の多様化するニーズの高まりを背景として、兼業許可基準を整備することが各地方自治体に求められました。これを踏まえて、当市でも職員が地域貢献型副業を行う場合の許可基準を定め、令和７年10月から運用を開始しております。

この地域貢献型副業は、職員による自律的なキャリア形成や地域住民との信頼関係の構築を推進するものであり、先ほど述べました３点の基準を満たし、かつ公益性が高く、地域の発展活性化に寄与する活動であると判断した場合に許可することとなります。

具体的な活動内容としては、スポーツインストラクター、地域で取り組む農産物の生産活動、観光ガイドなどを想定しており、現在２名の職員が活用しております。地域貢献型副業は、庁内では得られない新たな視点やスキルの習得、地域課題の解決などが期待されることから、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

職員の兼業・副業の許可件数、活動内容等の申請状況については総務部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬一俊）　私からは、職員の兼業の許可件数、活動内容等の過去３年間の申請状況についてお答えをいたします。

令和５年度の許可件数は40件でございまして、その内訳でありますけれども住宅・土地統計調査等の調査員が36件、消防団員や町会役員等は４件となっております。

令和６年度の許可件数は80件でございまして、内訳が農林業センサスなどの統計調査員が73件、町会役員や農業の継承など７件となってございます。

令和７年度の許可件数は150件、内訳が国勢調査などの統計調査員が138件、町会役員や農業の継承などが11件、そして学校部活動指導員が１件となってございます。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　職員の兼業・副業に関する現状としては、これまでも職員の兼業･副業､当市の職員の営利企業等の従事制限規則によって許可してきたということ。本市では、令和７年10月に職員が報酬を伴う地域貢献活動を行う場合の許可基準及び運用、これを定めて運用しているということでよく分かりました。

資料をもらいまして許可件数、活動内容の中ではですね、国勢調査等の統計調査員が多いということが分かりました。

ちょっとこの中で、分からないのがあったので、不動産賃貸それから委員会の委員等とありますけども、どういう活動なのか分かりましたら教えてもらえますか。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬一俊）　不動産に関しましては、職員の家業、もともとの実家のほうにおいてやられていた不動産を、今その職員の管理の下でやっているものと認識をしてます。

それから委員会、各種の委員会委員に関する御質問ですけれども、例えばですね、学校運営協議会がございます。そちらに従事している職員もございますし、それから西地区まちづくり委員会、こちらに報酬もらって従事している職員もございます。

それに加えて平川市いじめ問題対策連絡協議会、そういったところに従事しているというのがこちらの委員会という内容になります。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　市内の各町会では、地域行事の担い手不足が深刻化されているほか、消防団員の不足、スポーツ指導員の不足等があるようです。

先ほど、地域貢献型副業の推進、これも職員のスキルアップ、地域との信頼関係の構築などが期待されることから、職員に周知していくということなので、職員の皆さん方によろしくお願いし、質問を終わります。

それでは、３番目の質問に入ります。

３　平川市内の高校魅力化についてです。平川市内には２つの高校があります。柏木農業高校は中南地区唯一の農業高校で､昨年度には創立100周年を迎えた歴史と伝統のある農業高校です。また、尾上総合高校は今年度、開校から27年目を迎えました。まだ新しい校舎、県内屈指の規模を誇るグラウンドや野球場、そのような学習環境の下、年齢も地域も目的も様々な生徒が学ぶ定時制・通信制の学校です。

いずれの学校でもそれぞれの教育目標を持ち、生徒の人格形成を目指しながら、地域

とともにある学校づくりを進めています。

それでは、（１）尾上総合高校の活動を市広報へ掲載することについてです。

広報ひらかわでは、柏農魅力発信プロジェクトとして学校の特色、活動、商品開発などを紹介するなど、生徒の活動を毎月掲載しています。しかし、これまで尾上総合高校の活動を掲載したことはなかったとの認識でございます。

尾上総合高校では毎年、田舎館村の田んぼアートの田植・稲刈りの行事や家庭科の課題研究の授業の中で商品開発をしています。また、昨年度は国スポリハーサル大会での放送進行のボランティア活動や全国高等学校定時制通信制体育大会において卓球女子団体ベスト８の活躍がありました。

そこで、尾上総合高校の活動・活躍の場面を市広報へ掲載できないものか、市の見解を伺います。

（２）柏木農業高校生への保護者負担による学校給食の提供についてです。

柏木農業高校と同じく、生徒を全国から募集している南部町の名久井農業高校では、昨年４月から学校給食の提供が始まりました。学校生活の充実や入学者増を目指した南部町の独自の支援であります。

生徒の健康づくりと弁当を用意する保護者の負担軽減、また特色ある津軽地区初の試みで、低迷する出願倍率に歯止めをかけることができるものと考え、提案しました。

そこで、柏木農業高校へ保護者が費用を負担する形で学校給食の提供ができないものか。市の見解を伺います。

また、給食センターでは、柏木農業高校へ提供できるだけの体制があるかなどもお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問のうち、私からは、柏木農業高校生への学校給食の提供についてお答えいたします。

柏木農業高校につきましては、当市にとって地域の農業人材の育成や地域活性化において重要な役割を担う高校であり、市では全国募集の導入を契機とした情報発信や、柏農魅力化コーディネーターの配置など、高校と連携した魅力化の取組を進めているところであります。

議員から御紹介のありました、南部町における名久井農業高校への給食提供につきましては、高校魅力化に向けた特色ある事例の一つであり、生徒の健康づくりや保護者負担の軽減の面で、一定の効果が期待されるものと考えております。

市といたしましては、柏木農業高校の魅力化を推進する観点から、学校や青森県教育委員会などの意向を確認するとともに、課題を整理した上で、実施の可能性について判断してまいります。

尾上総合高校の活動を市広報へ掲載することについては総務部長から、給食センターによる学校給食の提供については教育長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬一俊）　私からは、尾上総合高校の活動を市広報へ掲載することについてお答えをいたします。

市では、全国募集を行っている柏木農業高校の支援の一環として、学校の魅力を発信

する特設ホームページを開設するなどの取組のほか、広報紙については毎月掲載欄を確保し、学校からの情報提供に基づいて取材を行った上で掲載しているところでございます。

また、市民の方などからの情報提供があった際には、内容を検討した上で取材を行い掲載する場合もございます。

御質問の尾上総合高校につきましても、学校や保護者の方などからいただいた情報は、紙面のバランスなどを踏まえつつ、ほかの紙面と同様に取材の上、掲載に向けて検討させていただきます。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　私からは、小野　誠議員御質問の給食センターによる柏木農業高校への学校給食の提供についてお答えします。

まず、学校給食法では、学校給食の対象は義務教育諸学校としていることから、県内の先進事例では学校給食としてではなく、高等学校に昼食を提供するという形態をとっております。

現在の給食センターの施設能力は、柏木農業高校へ昼食を提供することは可能でございますが、先進事例をみても、学校給食が提供されている小・中学校同様、給食配送車からのコンテナや牛乳等の受入れから、食事後の校内清潔保持まで、高校への昼食提供に当たりましても、教職員と生徒が一体となった学校側の協力が必要不可欠となります。

そのほか、給食センターの調理、配送体制の見直し、献立内容、給食費の料金設定や学校側での徴収事務、給食センターに新たなコンテナや食缶、食器類を配備することや学校への保冷庫や配食台などの整備、学校施設の改修が必要かどうか、学校側と衛生面での共通認識を図ることなど、給食センターから柏木農業高校へ昼食を提供する体制を整えるためには、これらの課題に対する検討が必要となります。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　尾上総合高校の活動を市広報への掲載については、市内に住む尾上総合高校生の保護者の方から話があったものです。

生徒の活動・活躍の場面を広報紙に掲載することで、子供たちの努力を地域全体で認め合う大切な機会となります。生徒にとっては自信や意欲につながり、保護者にとっては成長を実感できる喜びとなり、市民にとっても、学校と地域のつながりや子供たちを中心に温かいコミュニティーが育まれていくと思いますのでよろしくお願いします。

柏木農業高校生への学校給食の提供について、県内の県立高校で初めて学校給食を導入したのは三戸高校です。三戸高校では令和５年４月10日から始まりました。三戸町の取組を知った南部町でも生徒を全国募集している名久井農業高校へ学校給食の提供について打診し、令和７年４月８日から学校給食の提供が始まったそうです。当初は１食あたり材料費350円、保護者負担で、全校生徒123名のうち54名が利用したそうですが、今年４月からは、物価高騰もあり１食あたり380円、保護者負担としましたが、全校生徒118名のうち76名、教職員が37名のうち15名が利用しているそうです。

現在、柏木農業高校生は１年59名、２年36名、３年39名の全校生徒134名となっています。昨年度より入学生は増えていますが、まだまだ定員には満たない状況となっています。当市が柏木農業高校へ学校給食の提供を支援することで、高校の魅力が向上し入学

希望者も増加するのではないかと考えます。

そこで再質問ですが、柏木農業高校では地域みらい留学制度を活用し、全国から生徒を募集しています。市では、全国募集により入学した生徒に対し、補助金を交付していますが、その補助内容及びこれまでの実績についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬一俊）　当市では、平川市高等学校県外生徒就学等支援事業といたしまして、柏木農業高校の全国募集を支援し、県外からの志願者数の増加及び同校の活性化を図るため、就学等に要する経費の一部を助成しております。

補助金の対象期間は入学から卒業までの３年間となります。内訳といたしましては、下宿費用などの生活費、電車通学に要する通学費、実家への帰省費、塾代の学習費について、年額89万円を上限に助成するほか、入学準備費として７万円を助成しているものでございます。これらを合わせた補助上限額は、３年間で１人当たり274万円となっております。

これまでの全国募集の実績につきましては、令和５年度に北海道から男子生徒の方が１人、令和６年度に埼玉県から女子生徒１人、令和７年度に東京都から男子生徒１人、埼玉県から女子生徒１人の２名ございました。それから今年度でございますけれども宮城県から女子生徒１人いらっしゃいまして、補助制度創設以来、これまでに５人の生徒がこの制度の補助金を活用しております。

補助金の実績額でございますけれども、生徒の状況や対象経費により異なりますが、１人当たり年間おおむね70万円程度となっております。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　１人当たりの年間補助金額が約70万円、それから３年間で１人当たり274万円という、いろんな補助をしているようで下宿代の補助、それから下宿先が弘前市なので電車定期代の補助の経費ですね。弘前駅から柏木農業高校前までの定期券代は現在、１年定期はなく半年定期券で５万1,570円、１年で10万3,140円必要となります。

令和６年第２回の定例会の一般質問で、柏木農業高校に通学する市外生徒に対して通学定期券購入費用の補助ができないかと提案しましたけども、難しいということでした。しかし当時も、県外生徒に対しては支援事業を行っており、２人の生徒に193万円の予算を見込んでいました。

そして来年度以降５人、10人と県外生徒が増えたなら支援していくかの質問に、県外募集に関しては人数的な部分は制約は設けていないので、大いに増えてほしい。予算が足りなくなれば補正する対応で人数が増えても対応したいとの答弁でした。

県外生徒の手厚い支援を考えたなら、学校給食の提供は対応できると考えます。南部町から名久井農業高校への打診の際は、生徒に無償で学校給食を提供したいと、そういう話であったそうですが、学校側で保護者負担にしたいと、それでお願いしたいということで決まったようであります。

今日、提案したばかりなので、検討の前段階だと思います。しかし、私立高校の授業料実質無償化も今年度４月入学生から開始されました。

学校給食を提供するとなると生徒の健康づくり、保護者の負担軽減を考えると津軽地

区初の取組となり、市内外の保護者の皆さんからも注目されると思います。何かと様々な課題はあると思いますが、来年度募集に向けてスピード感を持って対応していただくことをお願いし、質問を終わります。

それでは４番目の質問に入ります。

４　国民スポーツ大会についてです。2026年、令和８年に青森県で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」が、前回大会あすなろ国体以来、49年ぶりに青森県で開催され、本市では正式種目のウエイトリフティング競技がひらかわドリームアリーナで開催されます。

そこで（１）集客方法について、全国から集う一流の技を多くの市民の方々に観覧してもらいたいと考えています。市実行委員会で、観戦者を増やすためにどのような集客方法を考えているのか伺います。

また、（２）参加選手の宿泊場所について、国スポに参加するため、全国各地から多くの選手、監督及び大会関係者が本市を訪れますが、宿泊施設の確保は出来ているのか、また、市内の宿泊施設は活用されているのか伺います。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（小山内敏治）　私からは、はじめに小野　誠議員の集客方法についての御質問にお答えいたします。

大会の集客については、これまで市内の各公共施設のほか、多くの人が集まる飲食店や温泉施設などに大会ポスターの掲示を依頼し、ＰＲに努めております。

また、国民スポーツ大会の開催に向け、企業協賛として多くの企業から御提供いただいた横断幕やのぼり旗を、平賀駅前広場の休憩所や尾上野球場、碇ヶ関中学校前などに掲げ、市民の方々にはもちろんのこと、近隣の市町村の方々へも周知しているところであります。今後も、企業協賛については、横断幕やのぼり旗などの提供予定がありますので、引き続き有効活用して周知啓発に取り組んでまいります。

市内在住の小・中学校の児童生徒への対応として、大会の開催情報等がプリントされた下敷きを作成し配付するほか、市内小・中学生を対象とした学校観戦を実施し、トップアスリートの迫力あるパフォーマンスを体感できる場を提供いたします。

そのほか、観戦を希望する市民の方々の交通手段については、気軽に競技会場まで来られる環境を整備するため、関係部署と協議しながら無料で利用できる交通手段を検討しているところであり、方針がまとまり次第、周知することとしております。

大会当日には、会場周辺において実施する平川市の特色を生かした郷土料理や特産品などの無料振る舞いやキッチンカー等の出店を予定しており、それらの情報についてもホームページや広報に掲載し、ＰＲしてまいりたいと考えております。引き続き、来場される皆様方を温かく迎え、満足していただける大会となるよう努めてまいります。

次に、宿泊施設の確保についてでございますが、青森県と契約した旅行業者などが宿泊施設を確保し、大会関係者を迎え入れる準備を進めております。

市内では、全ての施設で宿泊場所を提供していただけることとなっておりますが、市内の施設だけでは全員を受入れすることが困難であることから、一部の方につきましては市外の宿泊施設を利用していただく予定となっております。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　集客方法について、いろいろと取り組んでいるようであり、ありがとうございます。

市内の公共施設のほか、様々な場所で大会ポスター掲示を見かけたり、開催に向けた協賛企業から頂いた横断幕やのぼり旗が多く見られるようになり、大会への士気が高まってきたように感じております。

それから、大会に対する関心を高めるため、市内の小学生の学校観戦を実施するということで、すばらしい取組だと思います。観戦した子供たちは選手の闘志あふれるプレーを体感し、生涯の思い出となることと思います。

参加選手の宿泊について、第80回国民スポーツ大会宿泊基本計画では、大会参加者に提供する食事は、青森県の魅力を堪能できるよう、県内の特産品や郷土料理を取り入れたものとする。また、選手・監督が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスのよい食事の提供に努めることとなっています。

先ほど、市内の宿泊できる全ての宿泊施設が対応可能ということで、多くの大会関係者が市内に宿泊できるということで安心しました。

平川市は温泉、農産物、観光、交通アクセスの強みがあるため、地元宿泊が増えるほど、地域経済と観光ブランドが大きく伸びると確信しています。今回、市内に宿泊された皆さんが、再度訪れてくれますことを期待したいと思います。

そこでちょっと２点教えてもらいたいのですが、５月の実行委員会でですね、参加しましたけども、ボランティアのことが話題になりませんでした。先日の新聞記事によりますと、ボランティアの登録状況について記事が掲載されており、当市は50名の募集に対し３名の応募ということでありました。大会運営のスタッフ体制はどのように検討しているのか。

それから、ひらかわドリームアリーナ周辺には農地がたくさんあります。大会開催期間中、薬剤散布等の農作業により競技に支障があると想定されますけども、何か対策を検討しているのか教えてください。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　大会運営に携わるスタッフとしては、競技役員や競技補助員、スポーツ協会職員、平川市スポーツ推進委員、市民ボランティアのほか、平川市役所職員で対応することとなります。

市民ボランティアにつきましては、７月31日まで募集することとしており、６月３日時点で、50人の募集人数に対して、９人の方から応募をいただいております。仮に、応募が50人に満たない場合、不足の部分については市の職員により対応することとしております。

もう１つです。周辺農家の農作業に支障がということで、対策についてお答えいたします。議員御指摘のように、会場であるひらかわドリームアリーナ周辺には果樹園や水田が多くありますので、国民スポーツ大会開催期間中は薬剤散布等の農作業に支障を及ぼすことが心配されます。現在、ＳＮＳ等を活用して、周辺農業者と情報を共有できる仕組みづくりを検討しており、それを活用しながら、国民スポーツ大会のみならずほかのスポーツ関連イベントの開催事務を情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　小野　誠議員。

○３番（小野　誠議員）　いろいろスタッフの体制が十分であると、それからいろいろ農作業に支障がないように、ＳＮＳ等で対策を検討しているということですので、よろしくお願いをします。

大会の成功をお祈りし、質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員）　３番、小野　誠議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後１時00分まで休憩とします。

午前11時47分　休憩

午後１時00分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第３席、２番、葛西厚平議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西厚平議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員の一般質問を許可します。

○２番（葛西厚平議員）　ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第３席、議席番号２番、ふるさと平川を思う美郷会の葛西厚平でございます。

まず最初に、今朝も水木悟志議員の質問であったように、町居地区でも熊が目撃されるようになりました。今朝早朝より町居水土里の会の草刈りをやってたんですけども、常に熊のことが話題となり、ある農家の方は、まるで熊牧場だと、そういう声も上がっております。運動施設、中学校も近いので、くれぐれも事故やけが人が出ないよう祈るばかりです。

まず最初に、私は経済学、政治学を勉強したわけでもないので、新聞や市民の声が議員活動のバイブルとなっておるわけですが、直近の記事で言いますと、５月29日に、総務省の去年行われた国勢調査の人口速報集計が発表されたことにより、新聞各紙とも、それに関連した記事が載っております。

中でも、近隣の中弘南黒の地区で言いますと、隣の町の人口の減少率が特に大きいということと、２市が３万人を割り込んだということの記事が載っております。

それと、昨日の新聞ですが、県内出生数が初の5,000人割れということです。

それとその隣に、また自殺率が全国ワーストと。何もいい記事があまり載ってなかったんですけども、物価上昇でまことに生きにくい世の中でございますが、くれぐれも命だけは大事にしていただきたいと思います。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

私も一般市民の一人として、また農業経営者として感じていることですが、最近特に物が高くなったなと思います。コロナ禍、そしてロシアによるウクライナ侵攻から、物価が上昇基調にあり、さらに不安定化する中東情勢の影響もあり、一段と物価上昇に拍車がかかった昨今です。

今年2026年に入っても値上がりが続いており、６月は電気代をはじめとし、お菓子や即席麺、スパイス、食用油、タイヤに至るまで幅広い品目で価格改定が実施されます。

帝国データバンクの調査によると、2026年１月から６月の食品値上げの品目数は、累

計4,493品目となる見込みで、年間平均値上げ率は約14％から15％とされています。月間1,000品目前後の価格改定が常態化しており、2026年、通年の値上げ品目は年間１万5,000品目前後に達する可能性があるとのことです。

先ほども申したとおり、私も農業経営者の一人として肌で感じているわけです。実際に、農薬、肥料の高騰は顕著で、そのほかの生産資材を含めると、生産費はかなり上がるのではないかと推察しております。

そんな社会情勢でありますので、市政の運営に至っても影響が出ているのではないかと、私勝手に思い質問いたします。

まず、１　原油供給不足、物価高、資材不足における市政運営への影響についてです。

（１）市の事業への影響と今後予想されるコストの増加について、市が行っている事業全般でどの程度の影響があるのか、また、影響が予想されるのかお伺いいたします。

次に、（２）道路など生活インフラ整備の影響とこれから予想される影響についてです。

ホルムズ海峡封鎖の問題もあって、一段と物価高と資材不足が深刻になってきました。アスファルト合材の供給が不安定で、価格上昇が収まらないと業者さんから聞きますので、冬季傷んだ道路の補修と、補修の進捗状況などをお伺いいたします。

（３）市発注工事への影響についてです。市が発注し契約した工事について、昨今の物価高騰や資材不足が影響し、契約後、急激な物価上昇や資材供給の困難が生じた場合、契約金額や工事内容の調整をどのように対応するのか、お伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（工藤貴弘）　葛西厚平議員御質問のうち、私からは、市の事業への影響と今後予想されるコストの増加についてお答えいたします。

原油価格高騰により、庁舎や学校施設など公共施設における電気料金や燃料費、建設資材など価格上昇が続いていますが、現時点では、予算不足や事業遂行困難となるような影響は出ておりません。

今後については、中東情勢が正常化する時期が見通せないことから、長期化した場合、価格上昇が続き、道路維持管理、除雪業務などの委託事業に係る経費の増加に加え、建設資材価格や輸送費の上昇による公共工事費への影響も予想され、予算不足の可能性もあると考えております。

さらには、世界的な物流の停滞や原材料の供給不足などにより、資材や部品の調達に時間を要し、今後、工事や各種事業の進捗に遅れが生じる可能性もあるものと考えております。

市道補修の進捗状況については建設部長より、市発注工事における物価高騰や資材不足への対応については財政部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　建設部長。

○建設部長（中江貴之）　私からは、市道補修の進捗状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、冬季の凍結などにより舗装の損傷が毎年発生しますので、雪解け後において早急に補修を実施しているところです。

交通量や周辺状況などを考慮し、優先順位を決定しながら、５月末までに全て補修を完了しております。

○議長（石田隆芳議員）　財政部長。

○財政部長（一戸昭彦）　私からは、市発注工事における物価高騰や資材不足への対応についてお答えいたします。

市が発注する工事につきましては、国や県の基準に基づき、適正な請負額で契約を行っております。

また、物価高騰や賃金変動の影響につきましては、契約書に定める賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定に基づき、契約金額の見直しを行うことが可能となっております。この規定では、主要工事材料の価格変動や資材供給が困難な場合、さらには予期することのできない急激なインフレーションまたはデフレーションが生じた場合に、請負代金額の変更を請求できることとされております。

あわせて、工事の円滑な施工を確保するため、必要に応じて工期の延長を行うことも可能となっております。

市といたしましては、これらの規定を適切に運用し、物価高騰や資材不足などの影響に対応するとともに、工事の円滑な実施に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　今、答弁をお伺いしまして、現時点では、予算不足や事業遂行困難となるような影響は出ていないということで、ひとまず安心いたしました。なお、資材の価格上昇で予算不足の可能性もあるということで、なるべくそうならないように祈るばかりです。

あとでごみの問題、次あるんですけども、関連ですので。

例を挙げれば、ナフサ不足が生じていて、ごみ袋の問題ですが、必ず必要なものなので、量的に確保されていても不足していると聞くと、消費者の心情として、ついつい買いだめ、多く買ってしまうのが心情なので、それについての市の対応をお伺いします。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　ただいまのごみ袋の問題につきましてですけれども、ごみ袋の品薄について一部報道があり、過度なまとめ買いにより、取扱店舗の在庫が一時的に不足する恐れがありましたので、既に市のホームページ、平川市公式ＬＩＮＥ及び６月１日の市長の定例記者会見においても、買いだめを控えるよう、市民に呼びかけを行っております。

また、正確な情報に基づき冷静に対応していただけるよう、広報ひらかわ６月号でも周知していく予定としております。

なお、現在のところ、メーカー及び取扱店舗によりますと、当市においては通常どおりの供給体制を維持できております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　実際、品薄とか資材不足しているとか話はあるんですが、そう思って、ホームセンターにないものとかあって、焦ってネット探してみると、ネットでは売られているんです。なので、多分不足しているんじゃなくて、どっかで滞っているのかなっていう、個人的な感想です。

次に（２）の再質問をしたいと思います。

建設業者さんの話の中で、アスファルト合材の価格上昇が懸念されると、先ほども答

弁にもあったんですが、今年度の発注時と比較して、アスファルト合材の価格が大体おおむね、何％ぐらい上昇しているか、話あったら教えてください。

○議長（石田隆芳議員）　建設部長。

○建設部長（中江貴之）　アスファルト合材の価格の上昇率についてお答えします。

アスファルト合材による市道補修は、雪解け後に早急に対応するため、３月当初に契約をしております。

今回の中東情勢を受け、市場価格を把握するために合材を提供する各社に確認したところ、全社とも４月に１トン当たり約2,000円値上がりしておりました。

また、５月においても500円値上がりをしている業者もあったところです。

契約時の県の設計単価では、１トン当たり１万4,200円でしたので、４月と５月で合計2,500円の価格上昇で、約18％の上昇率となっております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　徐々に合材の値段が上がってきているということで理解いたしました。

（３）の答弁で、様々な場合に応じて変更、見直しができるということで、危機管理ができているなと感じました。

予算不足が生じた場合、自主財源が少ない地方自治体は、国に対策してもらわないと何もできないわけです。今日質問しましたが、今後不安な点は多いけれども、現時点では大きな障害は出てないということで理解いたしました。

建設事業者においては、急激な物価上昇の影響により、採算性の悪化や経営の影響も懸念される状況にあります。

このため、市としても、適正な予定価格の設定に加え、物価変動に応じた適切な変更契約の運用などを通じて、発注者が安定的に事業を継続できる環境整備に一層努めることが重要であると考えます。

答弁においても、国、県の単価改定や市場価格の動向を踏まえた適正な発注に努めることの姿勢が示されましたが、今後も、現場の実態を十分に踏まえた、柔軟かつ適切な契約、価格対応に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

２　平川市の家庭ごみについて、質問してまいりたいと思います。

県のまとめによりますと、2024年度の青森県民１人当たりのごみの排出量が、前年度比1.7％減の951グラムとなったことが新聞で報道されていました。

３年連続の減少で、現在の統計方法を取った2000年度以降で最少となりました。

県は、各市町村の施策効果や、近年の物価高騰による消費の減退が要因と考えられると、分析の結果を発表しました。

近年の物価高騰による、製造コストの増加、環境に配慮した国の指針や、持ち手付きなどの市民ニーズへ対応するため、令和８年度から津軽地域ごみ処理広域化を契機として、指定ごみ袋の変更を行いました。

変更後は、市単独での運用ではなく、事業に参加する周辺市町村を共通化することで、製造コストを抑えつつ、国の方針や市民ニーズへ対応し、さらなるごみの減量化を図るということでした。

（１）資源ごみのリサイクルに係る経費と売却による収入についての質問になります。

現行の焼却処分や不燃物埋立ての経費と、リサイクル経費をお知らせください。また併せて、資源ごみ売却によってできる財源についてお知らせください。

次に（２）ごみ減量化の取組についてですが、我が家のごみの検証をしてみると、約８割がプラスチックやビニール類で、実際に分別してみると、ごみの量が半分以下になりました。

市では、令和12年度の目標値を486グラムと設定していますが、もっと下げられるのではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

最後に（３）ごみ袋についてです。

ごみ袋の変更に伴い、あらかじめ市では前もって広報しましたが、ごみ袋を買いだめしたわけでもないのですが、旧ごみ袋が余った方が比較的に多く見られました。私のところにも、残ったごみ袋をある分だけでも使いたいと、数件問合せがありました。

３月31日をもって、使えなくなって、収集されなくなったわけですが、旧ごみ袋は、生産、販売されなくなっているので、ある分だけでも使っていければ、３月31日で切り替えられず、暫定的に使用してもよかったのではないかと思いますが、そう決まった経緯についてお尋ねいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問のうち、私からは、指定ごみ袋の使用期限の経緯についてお答えいたします。

使用期限を３月31日とした経緯についてですが、平川市の指定ごみ袋につきましては、令和７年３月議会で平川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を提出し、価格を指定ごみ袋容量１リットルにつき１円に改め、令和８年１月１日から施行すること、また、経過措置として可燃ごみ、不燃ごみに係る指定ごみ袋に限り、令和８年３月31日まで引き続き使用することができると、皆様に御議決いただきました。

これは、使用期限を定めた上で、早い時期に周知することで買い占めを防止し、過剰な製造を抑制することで経費と資源の削減を目的としたものです。

資源ごみのリサイクルの経費等及び家庭ごみの目標値につきましては、市民生活部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　私からは、初めにリサイクルの経費等についてお答えいたします。

まず、市のごみ処理等の全体の経費についてでございますが、令和７年度の決算見込みで、歳出が４億1,619万6,000円となっております。

内訳として金額が大きいものが、弘前地区環境整備事務組合への負担金として１億4,633万円、黒石地区清掃施設組合への負担金として9,321万9,000円、家庭ごみの収集委託料が6,511万2,000円となっております。そのうち、リサイクルの経費については、資源物収集委託料等で歳出が1,983万6,000円、売却等で歳入が441万1,000円となっております。

次に、家庭ごみの目標値についてお答えいたします。

市では、令和８年３月に策定した第２次平川市ごみ処理基本計画において、令和12年

度の目標値を486グラムに設定しております。
家庭ごみの排出量を減らすことは、環境問題やごみ処理負担金の減額などにつながり、重要な課題であると認識をしております。
今年度からは、プラスチック製品も資源物として回収が始まりましたので、家庭ごみの排出量は減っていくものと考えておりますが、現状は缶、瓶、ペットボトルやプラスチック製の容器包装などの資源物を分別せずに、家庭ごみとして排出されている方がまだまだ見受けられます。
市といたしましては、ごみ集積場所を管理している町会等と連携を強化するとともに、イベントや広報等での啓発機会を増やし、出前講座などを継続実施し、次の計画策定時には、議員御指摘のとおり、家庭ごみ排出量の目標値をさらに低く設定できるよう、ごみの減量化及び資源化に努めてまいります。
○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。
○２番（葛西厚平議員）　ごみ袋については決まってしまったことはどうしようもないのですが、市民から問合せがあったものですから、私も市民の代弁者として、この場で質問させていただきました。
再質問になるんですが、まず最初に、新聞報道にあったとおり県全体ではごみの量が減っていってることでしたけれども、当地域の状況でも減っているとの認識でよろしいですか。
○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。
○市民生活部長（小野生子）　議員おっしゃるとおり、平川市でもごみの量は減っております。
○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。
○２番（葛西厚平議員）　分かりました。実際、リサイクルのコストも案外かかるものだと、今お伺いして感じました。
また、資源ごみ売却の金額も、自分で思っていたよりはちょっと少ないなと思いました。自分では、売却するコストで相殺できるのではないかと思っていたので、少し残念な気持ちです。
今後、処理が複雑化することで、さらにこのコストが増えていくのではないかと考えますが、ごみの処理コストはこれから増えていくのか、減っていくのか、お伺いいたします。
○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。
○市民生活部長（小野生子）　ごみ処理のコストにつきましては、原油高騰や人件費がだんだん上昇していることもあり、今後も増えていくと思われます。
○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。
○２番（葛西厚平議員）　分かりました。増えていく、やっぱり物価高が影響しているということで理解いたしました。
次の再質問に入ります。
市内の小学校で行われている資源ごみの回収ですが、これは統計に入っているのかお伺いいたします。
統計のことを聞いたので、清掃工場へ個人で持ち込んだものは統計に入っているのか、

併せて確認の意味でお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　小・中学校等における廃品回収の関係については、市のごみの統計の数値には含まれておりません。

また、清掃工場のほうへ持ち込んだものにつきましては、統計に含まれております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　分かりました。小・中学校の資源ごみの回収ですが、ここにいる小山内教育長も、平賀東小学校の教頭先生時代に、私たちＰＴＡとともに汗を流したのですが、学校の敷地に大きな山ができて、もしもこれが反映されると、市のごみの量とリサイクル率の数字が大分動くんではないかな、というぐらいの量だと認識しております。また子供たちも、そういうごみの集積を手伝うことで、教育にもとてもよいことではないでしょうか。

それでは、次の再質問ですが、以前は有害ごみ、危険ごみは不燃物として一緒に収集されていました。分別後の、現在の処理方法についてお伺いいたします。それと、衣類についてはきれいに洗濯するよう書かれてありますが、古着として再利用されるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　まず、電池、蛍光灯、モバイルバッテリーの有害ごみに関しましては、選別した後、専門の処分業者で処分を行っております。

衣類の方に関しましては、拠点で回収された後、フレコン詰めされ、中間処理業者の方へ運ばれて、そこでまたきちっと選別された上、日本国内ではウエスとして流通します。業務用拭き取り布。

それ以外の物に関しては、ほとんど海外へ衣類として輸出されており、この辺では、古着として出回っているものはない状況でございます。

あとその他、燃えないごみ、危険ごみも入ってるんですけれども、燃えないごみ自体なんですが、まず選別したときに、プラスチックとかいろいろ混じってますので、燃えないごみに関しましては。破砕粉砕した後、金属類と分けて、金属類は有価物として買い取っていただいています。

危険ごみに関しても、今の燃えないごみの処理とほぼ同じ状況で、もしも金属類があれば、業者のほうに引き取ってもらってる有価物として、というふうなことになっておりまして、燃えないごみとか危険ごみとかは、決して埋立地等で埋められているものではございませんということです。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　ただいま聞いて少し安心いたしました。

私も清掃工場、不燃物清掃工場とか、焼却場を拝見したこともあるし、自分でも利用したこともあります。

不燃物の場合は、持ち込むとバックホーとかで粉々にされるので、私は単に容量を小さくして埋め立てるのではないかと、そのように考えておりましたので、本当に今の答弁を聞いて安心いたしました。

全てにおいて、分別が本格的に始まったわけですが、今後としてすごく分別は手間暇

がかかって、最初のうちはいいんですけどもどうしても忙しくなると、持続性が、まだ続けていけるのか、というのが多分問題になってくると思うので、なるべく市民の方に長く継続していただけるような、今後また方策を考えていただき、この質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、３に入りたいと思います。３　平川市交通指導隊及び黒石地区防犯指導隊について、お伺いしてまいりたいと思います。

平川市交通安全協会は、県や警察などの各種関係機関と協力しながら、交通安全運動等の啓蒙活動を通じて、交通事故のない、安全で快適な社会をつくることを目的としたボランティア団体であると、ホームページで紹介されています。

平川市交通安全協会では、交通事故のない社会をつくるため、平川市交通安全協会所管の下、平川市交通指導隊を設置しています。

防犯指導隊は、各地区防犯団体から推薦され、犯罪や事故のない明るく安全で安心なまちづくりのため、各種犯罪と事故防止、防犯思想の普及、防犯パトロール、その他警察官の職務への協力など、地域の安全活動の全般を任務としている防犯ボランティアです。各イベント時での巡回や、秋にはりんご盗難を防ぐための畑のパトロールを行うなどの活動をしてきたと、ホームページでも紹介されていました。

まず最初に、（１）両団体の活動状況についてお尋ねいたします。

隊員減少の中、頑張っていただいているわけですが、平川市交通指導隊及び黒石地区防犯指導隊の活動状況をお伺いいたします。

次に、（２）構成員の年齢についてお伺いいたします。

構成員の人数は、市のホームページでの情報では、令和３年４月現在で18名となっておることが紹介されております。防犯指導隊の人数は、ホームページでは探せませんでした。

両団体の構成員の直近の人数と平均年齢をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　平川市交通指導隊と黒石地区防犯指導隊の活動内容等の御質問につきましては、市民生活部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　私からは、初めに活動内容についてお答えいたします。

平川市交通指導隊の活動内容は、主に通学路における街頭指導、各種行事での交通整理、季節ごとに交通安全運動を実施しております。

また、黒石地区防犯指導隊の活動内容は、安全・安心まちづくり総決起大会への参加、宵宮の巡回活動、平川ねぷたまつりの雑踏警備、農産物盗難防止パトロール、県下一斉年末特別警戒活動などを行っております。

次に、構成員についてお答えします。

平川市交通指導隊は、現在14名で構成され、平均年齢は69歳となっております。

黒石地区防犯指導隊は、現在24名で、平均年齢は71歳となっております。

両隊とも活動は行っておりますが、隊員の高齢化が課題となってございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　今、答弁いただいたんですが、若干18名から14名と、交通指

導隊の方は減っておりますね。あと高齢化も顕著ということで、今お伺いいたしました。

減少とありましたが、募集とかはどのように行っているのか、行っているのであればお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　隊員の確保につきましては、市の方では広報での周知、指導隊では、隊員から声かけをしていただき、新規隊員の募集を行っていると伺っております。

両隊とも、地域の安全・安心に重要な役割を担っていることから、拡充を図りながら、継続して活動ができるよう、市といたしましても、隊員の確保について協力してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　分かりました。私は消防団にまだ所属しているわけですが、近年、報酬、出動手当など団員の処遇は大分改善されてまいりました。

両団体とも、ボランティア団体ということで、ここで報酬の話をするのもいかがなものかと思いますが、報酬、手当はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子）　まず、交通指導隊のほうでございますけれども、１人当たり年間１万300円。これは条件といたしましては、年に８回以上出動した場合、また、そのほか市のほうからも、活動費としては補助金のほうが出てございます。

防犯指導隊のほうは、黒石地区防犯協会より5,000円、平川市防犯協会より１万円ということで、１万5,000円。これも年額でございます。こちらのほう、年１回以上活動した場合に支給されるということになっております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　分かりました。私も両団体から、入隊に誘われたことがあり、私は消防団をやっているから、消防団とそのときはラッパ長もやったので、消防だけでも結構忙しかったもんですから、お断りした経緯がありました。

昔お世話になった沖館地区の篤農家の方が、私に言っておられた言葉がありまして、りんごも一生懸命頑張ったら、１つでいいから、社会貢献をしなさいということを言われてきたんです。それで、いまだに私まだ消防団員をまだ続けているわけです。

去年ね、沖館地区のりんご支会のメンバーが、りんごの立木品評会で、農林水産大臣賞を取ったんですが、メンバー全員が、すばらしいことに消防団にまだ入ってて活動しています。

そんな風潮が今後も広がっていって、そういうボランティア団体とか、消防団にもこう理解していただいて、入っていけるようになればいいなと、私思いました。

それでは、次、最後の質問に入りたいと思います。

４　平川さくらまつりについて。

（１）早咲きに対応した会期について、質問してまいりたいと思います。

近年の極端な温暖化により、りんごを例にとってみても、りんごの生態の平均は、過去10年の平均値に統一されるなど、春が早くなりました。昔からの平均ではやっぱり大きなずれが生じて、直近の10年に統一されたということです。

ちなみに全体の統計と比較してみると、りんご場合では二、三日早くなっているとのことでした。

気象庁による桜の開花予想は、1951年に関東で開始され、1965年からは沖縄・奄美地方を除く全国を対象にして行われてきましたが、しかし2010年春からは、全国を対象とした同等の情報提供は民間が行っているということで、気象庁は開花予想の発表を取りやめました。観測のみを継続してるということで、まだいまだに昔からの統計で平均を出しているとのことでした。

今年も桜の開花も早咲き傾向であったわけですが、弘前公園の標準木は、史上２番目に早い４月11日に開花したとの報道がありました。

猿賀公園の桜も同じように早咲きで、祭りの開会日の18日には、満開を迎えていました。

今後も多くの市民に祭りを楽しんでもらうために、開会を１週間程度早めるなど、工夫していく必要があると考えますが、これに対する市の見解をお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　早咲きに対応した会期についての御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、桜の開花は早まっており、猿賀公園における今年の開花は４月11日、満開日は17日となり、祭りを主催する平川市観光協会では、近年の早咲きへの対応として、今年度は開会日より１週間早い11日から夜間のライトアップを行い、来訪者を出迎えております。

こうした中、開花した11日から祭りの開会日である18日までの１週間は、出店がなかったことから、桜の花を楽しめた一方で、祭りの雰囲気には少し物足りなさを感じた方もいたのではないかと推察しております。

市といたしましても、来訪者には猿賀公園の桜だけではなく、出店を含めた祭りそのものを最大限楽しんでもらいたいと考えますので、議員御提案の内容を観光協会へ伝えて、次年度の検討材料としていただけるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西厚平議員。

○２番（葛西厚平議員）　分かりました。それではよろしくお願いいたします。

平川さくらまつりについては、ＮＨＫをはじめ、民放３社の情報番組でも放送され、紹介されました。

私はその時間に直接視聴はできないわけですが、ネットで放送されていたことを知り、猿賀公園も桜の名所として、知名度が上がってきたのかなと思います。

以上をもちまして私のこの質問は終わるわけですが、先ほど小野　誠議員の質問で、柏農のことをちょっと質問してたんですが、私、実は柏農のりんごの事業のお手伝いをしてまして、県外から来た留学生っていうんですか、生徒にちょっと話する機会があって、卒業後どうするんだばと聞いて、できれば、私勝手に、全然、私、職も何も紹介できないわけですけども、勝手に平川市さ残ってければいいんだなと。で、お願いした経緯があります。

もしも、本気に残ってくれるんであれば、皆さんのまた御協力をお願いして、職とか、職探しとか、そういうことをまたお世話になれればいいんですけど、そういうお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　２番、葛西厚平議員の一般質問は終了しました。
午後２時まで休憩とします。

午後１時46分　休憩
午後２時00分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
第４席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。
質問席へ移動願います。
（齋藤律子議員、質問席へ移動）
○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員の一般質問を許可します。
○16番（齋藤律子議員）　一般質問初日、４番目の質問者となります。16番、日本共産党の齋藤律子です。
まず、最初の質問は、工藤市長の公約にも関する質問になります。どうぞよろしくお願いをいたします。
１　人口減少対策についてです。（１）移住定住対策の推進についてお尋ねをいたします。
市長は、令和７年12月に執行された市長選挙における公約や市長就任に当たっての所信表明において、今後の市政運営に向けた４つの柱を掲げています。その４つ目に「誰もが「住みたい」、便利と快適を叶える地域づくり」このことが掲げられています。
具体的な施策として５つほど挙げておりますが、その中の移住定住対策の推進。このことについて、今回はお伺いをいたします。
人口減少や少子高齢化対策は全国的な課題でもあります。平川市の子育て支援政策で平川市に移住し、市民となられた方々もたくさんいると思いますが、周辺自治体も同等の政策を充実させてきている今、平川市を選んで移住してもらうのも難しくなってきているのではないかと思っています。
子供人口も思ったより伸びず、若者の都市への流出に歯止めがかからない現在、市長が掲げる移住定住対策の推進について今後どのように取り組んでいくつもりなのか。また、具体的にはどのようなことを行おうとしているのか、お知らせください。
市長、答弁をお願いいたします。
○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。
○市長（工藤貴弘）　齋藤律子議員御質問の移住定住対策の推進についてお答えいたします。
人口減少や少子高齢化については、地域の担い手不足や地域経済の縮小などを招き、自治体の持続可能性に大きく影響を与えるものであり、今後の市政運営において最も重点的に取り組むべき課題として捉え、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標達成に向けて、より一層注力していかなければなりません。
私が市長就任にあたり公約に掲げた、「誰もが「住みたい」、便利と快適を叶える地域づくり」を実現するためには、市外や県外から新たな人の流れをつくることはもとより、今住んでいる市民の皆様がこれからも平川市に住み続けたい、そして平川市出身の方が

いつか帰ろうと思える環境を整え、選ばれる平川市となるための新たな戦略・戦術、選択と集中による施策を打ち出していく必要があると考えております。

先月、令和７年国勢調査の速報値が発表され、青森県の人口減少率は過去最も高い7.9%で、全国では秋田県の8.1%に次いで２番目の高さでありました。

一方で、平川市の減少率は5.9%で、10市では三沢市の5.2%に次ぐ２番目の低さとなっており、これは前長尾市政のもとで進められてきた子育て支援や移住定住促進、産業振興などの各種施策の積み重ねの現れだと私は受け止めております。

しかしながら、東京一極集中等による地方の人口減少は大きな課題であり、これまでの成果を検証しながら持続可能な市政運営に向けて取組を進めていく必要があると考えています。

当市の人口動態を分析してみますと、10代、20代の若者世代の社会減が顕著であり、地方特有の大学進学や就職を契機とした人口流出が大きな要因と捉えております。若者が地域に魅力を感じ、この地域で学び、働き、暮らすという循環を生み出すことができれば、転出の抑制と転入の増加に向けた大きな推進力になるものと考えており、今後は、新たな定住戦略やＵターン戦略を積極的に推進してまいりたいと考えております。

そのような思いから、みらい戦略室をみらい戦略課に格上げし、中心市街地の活性化や企業誘致による雇用の場の創出など、４本のまちづくり戦略事業を担当するまちづくり推進係と、人口減少の抑制に向けた新たな施策の検討を迅速かつ積極的に進めるため、若者定住促進係を配置したところであります。

また、令和７年度から実施している平川市奨学金返還支援事業について、支援内容の拡充に着手いたしました。対象年齢をこれまでの29歳以下から35歳未満までに拡大し、より多くの方に活用していただけるよう見直したことや、市内の企業などに勤務される方については、支援期間を最長５年から８年へ延長し、青森県のあおもり若者定着奨学金返還支援事業との併用を可能として、市内企業の人材確保にもつながるような制度設計といたしました。

さらに、平川市ユース議会をはじめとする、若者の地元への愛着や誇りを育む取組を通じて、卒業後も当市に定着していただくこと、あるいは進学などで一度市外へ出た若者が、将来平川市へ帰ろうと思えるような環流の仕組みづくりにも、引き続き取り組んでまいります。

人口減少、移住定住対策にあっては、単なる人口の数合わせではなく、地域への新しい活力を呼び込むことが重要であり、全国的な取組事例を見てみますと、従来の企業誘致に加え、若者の生活基盤を支える官民連携による住宅支援やサテライトキャンパス、サテライトオフィスの誘致など、様々な取組が進められています。

また、当市の基幹産業である農業が抱える課題解決と産業としてのさらなる成長を願い、アグリテック企業との協業による新しい技術やアイデアを試す環境整備、いわゆるテストベッドの構築など、あらゆる可能性を排除することなく、転出の抑制と転入の増加に向けた施策を打ち出してまいりたいと考えております。

加えて、有効な制度や先進的なまちづくりの取組を進めていても、市内外の皆様に認知されなければ、その成果を最大限に生かすことはできません。

このため、必要とされる方に的確に情報を届けることはもとより、一方的な発信に終

始するのではなく、誰に、何を、どのような手段で伝えることが効果的であるのかを常に意識するとともに、支援制度の利用実績や相談件数、ＳＮＳ上の反応などを踏まえた検証・分析を行い、発信内容や手法の改善につなげるといった、デジタルマーケティングの視点を取り入れながら、単なる発信ではなく届けることを重視した戦略的なシティプロモーションを推進してまいります。

最後になりますが、現代は予測困難な時代と言われ、社会・経済・技術・自然環境などが急速に変化しており、過去の経験や従来の計画だけでは将来を見通すことが難しいとされております。

そのような中で私が掲げた４本の柱の公約実現に向けて守るべきものは守り、変えるべきものは変えるといった、安定と挑戦を両立するバイモーダルの市政運営に取り組みたいと考えています。

そのためにも証拠や根拠に基づく政策立案、いわゆるＥＢＰＭへの取組強化による政策判断の質を高めてまいります。

また、従来のＰＤＣＡサイクルに加え、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、迅速に判断し行動するといった、ＯＯＤＡループの考え方を取り入れるほか、施策を小さく試し、課題から学び、改善しながら前に進むトライ＆エラー＆ゴーの行動姿勢が重要であると考えております。

これらを実行するには、職員のリソースを最大限活用することが何よりも肝要であります。ＤＸを駆使しながら業務処理の最適化を図るとともに、市民サービスを停滞させることなく、職員が創造的かつ困難な課題と向き合う時間を作り出すため、窓口時間の短縮や週休日等における日直事務の在り方の検討など、各種制度や業務体制の見直しにも着手したところであります。

10年後、20年後においても選ばれる平川市であり続けることを目指し、着実に取り組んでまいります。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　私の持ち時間を大体、50分まで行けばいいか。ここ10分とってたんですが、市長の答弁が大変詳しく壮大なプランを述べていただき、ちょっと超過をいたしました。

市長のこれからの構想ですから､私はこれに対してどうこうということはありません。ぜひ、それを信じてですね、頑張っていただきたいと思います。

ただ、やっぱりここに移住・定住するには、雪、仕事、それから産業の活性化、様々な条件が兼ね備わっていなければ、ここに住んでもらえないということ。

私たちの世代は、全て関東地方、都会に行きました。皆さんがそこで頑張ってうちを持っているためにほとんどＵターン組が少ないです。ですから、今後そのＵターンをもっと増やそうというんでしたら、やっぱりそれなりの年齢がいっても働ける場所、そういうことも考えられるかと思いますので、ここでいろいろ異論とか、反論してもあれです。もう私たちはこれから消えゆく世代ですので、ぜひ市長、頑張っていただきたいと思います。

それでは、２番目の質問に移ります。

２　金利上昇による公債費への影響について、（１）現状についてお尋ねをいたしま

す。

金利上昇とは、身近な例で言いますと金利が上昇すれば銀行に預けたお金の利息が増え、よいこともありますが、これはお金持ちだけかもしれません。また、変動金利型で住宅ローンを組んでいる場合は、適用金利が上がって、毎月の返済額や返済総額が増える可能性があり、家計経済の圧迫にもつながります。

そういうことで、日銀やアメリカのＦＲＢなど中央銀行が政策金利を引き上げることで、世の中の全ての金利のベースとなる基準を引き上げる金融政策、このことが今行われています。景気が過熱し過ぎて、物価が上がり過ぎるインフレを抑える目的で、実施される政策と定義づけられています。

さて、金利上昇が大きく報道される今ですが、平川市の借金である公債費に対する負担も大変大きくなっていると思われます。令和８年度に金利上昇による見直しとなるこれまでの事業で、影響が大きい上位３つの事業について、令和７年度末の借入残高と金利見直しによる影響見込額をお知らせください。既に議員席には答弁の参考資料が渡っているかと思いますのでよろしくお願いします。市長答弁をお願いいたします。

（２）見通しと対策についてとなります。

今後も金利が高い状況が続くと思いますが、来年度以降の金利の見直しや新規発行などによる公債費負担に対する見解とその対策について、お知らせください。

市長答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問の金利上昇による公債費への影響に関しましては、財政部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　財政部長。

○財政部長（一戸昭彦）　私から、初めに令和７年度末借入残高と利率見直しによる影響見込額についてお答えいたします。

当市では令和５年度より、新規発行債の借入条件を５年償還として借入れを実施しておりますので、利率見直しによる影響は、それ以前に借入れをした償還年数が５年を超えるもので生じることとなります。今年度の利率見直しは、令和３年度の借入れをしたうちの23事業が対象となります。その中で、利率見直しにより影響見込額の大きい上位３事業についてお答えいたします。

まず１つ目は、新本庁舎建設事業です。借入時の利率は0.02％で３億9,560万円を借入れしており、令和７年度末残高は３億3,230万4,000円となっております。借入れから完済する令和28年度末までの利子支払総額は、見直し前が約100万円であるのに対して、直近の借入利率1.6％で試算すると、見直し後は約5,150万円と5,050万円の増となります。

２つ目は、碇ヶ関小中学校改修事業で、借入時の利率は0.02～0.04％で合計７億7,510万円を借入れしており、令和７年度末残高は５億6,875万290円となっております。借入れから完済する令和18年度末までの利子支払総額は、見直し前が約180万円であるのに対して、見直し後は約4,658万円となり、4,478万円の増となります。

３つ目は、集会所改築改修事業で、借入時の利率は0.02％で１億1,640万円を借入れしており、令和７年度末残高は6,984万円となっております。借入れから完済する令和13年度末までの利子支払総額は、見直し前が約12万円であるのに対して、見直し後は約265万

円と253万円の増となります。

次に、来年度以降の利率見直しによる公債費負担に対する見解と、その対策についてお答えします。議員御質問のとおり、長期金利を含む利率が上昇傾向にあり、将来的に財政運営に及ぼす影響は、決して小さいものではないと認識しております。利率見直しによる財政負担増加への対策につきましては、基金を活用した繰上償還を検討してまいります。

また、新規発行については、現在、償還期間を５年とすることで、総支払利息の節減を図っております。可能な限り将来負担が少なくなるよう、今後も公債費の適正管理に努め、健全な財政運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　まず、この金利上昇が大変市の公債費にも大きな影響を与えているということが分かりました。これからは、その見直しに財政調整基金、これを活用して繰上償還とか支払いに充てていくということなんですが、この財政調整基金は本来、いろんな市民の要求や、声にこたえて使うべきものと思っています。

今やはり苦しくなって、何かいろんな市民の要求を届けても、なかなか実現しない。そこはやっぱり財政のほうでしっかりと押さえてるんだと思いますが、そこら辺がこれから大型事業たくさんやってきて、難しいこの時代に入ってるのかなと思います。さらに、新しいこれから10年後を見据えた大きなプロジェクトもやっていくわけですから、この財政の問題、しっかりと市民に影響を与えないように取り組んでいただきたい。このことを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

それでは３番目の質問に移ります。３　平川市食産業振興センター（食ラボひらかわ）の廃止についてお尋ねをいたします。（１）廃止までの強行姿勢について。食ラボひらかわは青森県の食品加工研修施設として、平成10年に竣工した施設です。平成28年３月、県からの有償譲渡を受け、平川市の６次産業化拠点施設として、これまで約10年間にわたり、加工品の開発、製造販売を推進し、それぞれの所得向上に貢献してまいりました。

令和８年第１回定例会、さきの３月議会ですが、この３月９日に石田昭弘議員が食ラボの利用実績と県から譲渡され10年が経過した後の運営方針を尋ねた一般質問で、市長は食ラボは令和９年３月31日で廃止をすると答弁をしました。このことを新聞等などで知った利用者は突然のことでびっくりし、今後に不安を覚えた方もたくさんいました。

その後５月12日、この６月議会に向け議案説明会が開催され、食ラボの廃止条例がかけられていて、補正予算には解体の設計委託料も計上されていました。

一般質問の場を借りて廃止を表明。あまりにも唐突なこのやり方は、私の経験では平川市始まって以来と思っています。５月12日議案説明会で、食ラボ廃止条例の撤回を訴えましたが、そのままで利用者に説明会も開催することなく、廃止に持っていこうとする市の姿勢には強い憤りを感じています。

いずれにせよ、唐突な廃止が強行されることに対し、利用者の皆さんは今後に大変な不安を抱えています。なぜ説明会を開催しないのか、利用者と向き合うべきではないでしょうか。市当局への信頼が揺るぎます。なぜ廃止に向け強行姿勢をとったのか。これらのことについて、市長、明確な答弁をお願いいたします。

（２）平川市の今後の食産業について質問をします。

これまでの６次産業化の拠点となっていた食ラボが廃止になると、平川市の今後の食産業に関わる施策はどのようになるのかお尋ねをします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　初めに食ラボひらかわの廃止についての御質問にお答えいたします。

当施設の廃止については議員御指摘のとおり、前回の定例会で廃止の方針を表明し、本議会において、令和９年３月末をもって施設を廃止する旨の議案を提出したところです。

廃止の理由としては、前回の定例会でも御説明申し上げましたが、農産物の６次産業化を推進し、農業者の所得向上を図るという本来の目的と利用実態が乖離していることや、竣工から28年が経過した設備、加工機械などの老朽化による維持管理経費の増大といった現状を踏まえてのものであります。また、廃止の決定が今となった理由としては、県から当施設の譲渡を受けた際の条件として、以降の10年間は食品加工の振興の用途に利用することとしていましたが、令和８年５月31日でその期限を迎え、この10年間の中で限られた資源をいかに最適に活用するかという大きな課題に向き合う時期に来たと捉え、市全体の最善の選択として、今回の廃止の決断といたしました。これは、単なる施設の削減ではなく、将来に向けての持続可能なまちづくりのため、人口減少対策に資する新しい可能性を模索するための決断であります。

唐突な廃止という御指摘が議員からありましたが、令和４年第２回定例会において、当時の大澤敏彦議員より、期限を迎えた後の運営計画について御質問があり、施設の運営や管理に関する課題を整理し、在り方について検討していくとの答弁をいたしました。

また、令和５年３月には当時の会派誠心会より、機器の劣化状況や費用対効果などの観点から廃止の方向で検討すべきとの要望が出された際には、廃止も一つの選択肢として視野に入れつつ、検討していく旨の回答をしております。

このように当施設の在り方については、これまでも検討を重ねてきた経緯があり、唐突に廃止としたものではありませんので御理解をお願いいたします。

次に、全館稼働でなくとも一部稼働というのも可能ではないかという御指摘がありましたが、たとえ一部の部屋や加工機械のみに限定して稼働させることとしても、建物の軀体や給排水設備などは一体的な維持、改修が必要となること、また、何よりも加工機械の大半が竣工当時の平成10年からのものであり、28年もの長い期間使用してきたものであるため、作業途中に故障したり、故障しても修理できないなどのリスクを背負っていることから、万全な作業環境を担保することが困難であると考えています。

最後に、利用者に対する説明責任に関しましては、できる限り早い時期に説明会を開催して経緯を説明するとともに、近隣市町村の自治体や民間企業が運営する加工施設の利用にシフトしていただけるように、丁寧に御案内してまいりたいと考えています。

次に、食ラボひらかわ廃止後の食産業に係る施策についてお答えいたします。

当市の今後の６次産業化の方針としては、令和５年に策定した平川市産業振興に係る基本構想において、農業者が生産から加工、販売までを担う従来の６次産業化の仕組みを進化させ、１次、２次、３次事業者がそれぞれの得意分野を生かして、事業者間で連携し、地域ぐるみで価値を生み出す地域一体型６次産業化を推進することとしています。

これを踏まえ、今年度は２つの取組を計画しており、１つ目は１次、２次、３次事業者をつなぎ合わせ、人、情報、アイデアが交わる起点となる交流の場づくり。２つ目は専門的なコーディネーターを配置し、事業者の様々なアイデアを事業化するための伴走支援をそれぞれ実施したいと考えています。

また、食・農・観の活性化拠点施設に食ラボの代替となる機能を持たせることを引き続き検討し、農業者の所得向上、地域の食産業の活性化につなげてまいりたいと考えています。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　時系列でいろいろ御説明をいただきましたが、私議員としては、今までの市の発表でこの食ラボがどうなるのかということは、大体薄々感じていました。

ただ、今一番問題なのが、利用者に説明をしない、このことであります。

そして、その廃止をする理由はやはり老朽化、改修の設備に対する費用がかかっていく、こういうこと。これはもう年数がたてば当たり前にこれまでも経験してきたことです。ですから、それはそれでまた続けていくとなれば、いろんな方法でやっていけるでしょうけれども。

一つはやはり、利用者に対して何の説明もなく、今ここでこういう議会という公の場で説明をしたということにもなるのかもしれませんが、これはやっぱり説明会を開催して、きちんと市の考えを分かってもらう。いろいろ反対の意見もあるでしょう。いろんなことを言われるかもしれない。それを避けてはやはり駄目ですよ。

市長うなずいてますが、なぜそんなふうにしなかったのですか。私はそれが一番残念です。私が一番今質問しているのは、この説明会をきちんとして、これからも協力してもらうわけでしょ。そうするとやっぱり説明をしないといけない。市民の力を借りなければできないんです。今いろいろ１次産業２次産業、専門の２次事業者に加工部分は担っていただくとかこういうこと言いましたが、やはりちゃんとそれは何をやるにでもやっぱり、市民の協力が必要です。ですから、きちんと説明をするということです。

ここの跡地も解体してサウンディング調査して、人口減少ですから私がひょっと思い浮かべてるのは住宅地になったり、マンションでも十階建てのマンションでも建つのかなと勝手に想像しております。

それは当たらなければ当たらないでいいですが、そういうことで人口減少対策に使うということですので、そういうことも含めてやっぱりちゃんと説明をしなければいけない。どんなことを言われてもいろんな意見出ると思いますよ。それから逃げては駄目です。そういうことでなぜ説明会を先にやらないのか。あの温泉の、高齢者ふれあいセンターでもやったじゃないですか。どうしてそんなことやらないんですか。報道とかで聞いてびっくりしてしまって、私はこういうやり方は、ちょっと信頼が揺らぎますね。

そういうことでもう１回なぜ説明を行わなかったのかお答えください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　なぜこの廃止条例案を出す前に説明会を開始しなかったのか、先に説明会をすべきではないか。という齋藤律子議員の御質問でありますが、これまでの答弁で申し上げているとおり、非常に食ラボの利用者は、かなり限定的な人数の方であ

ります。

かつ、皆様にも事前に資料を供しているところでありますが、利用上位の方とかあるいは利用者は非常にこう限られている、偏っている。その利用者に対しては、今回の廃止ということには、あらかじめ説明しております。ですので、説明会というのはもちろん、改めて逃げているということではなくて、実施してまいります。

その中で、今回の廃止に至る経緯を説明し、そして御理解を求めていくということは当然、私としてやっていきますので御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　説明会はすると、早い時期によろしくお願いします。それと同時に、いろいろな廃止の理由の中に、今もちょっと出てきました、限定的な人数、偏っていると。これですが、この施設は誰が利用するかってば、加工する人、どうしても市民の中では偏ってきますね。限定的になりますよ。そういうことを理由にしてるのが、私は本当にちょっとおかしいかなと思っています。

それと、市内より市外が多くなった。それから、農業者より非農業者が多くなった。こんなことも理由に挙げています。これをしたのは市じゃないですか。この施設は県のときは研究施設だったんです。ここで加工したものは売れなかったんです。平川市に譲渡されてから、農業者以外にもそして市外にも、これを門戸を広げたんじゃないですか。時には、広げたために市外が殺到して、市内の加工する人が予約が取れないって騒いだときもあります。それで市内が優先。それからここを使用するための料金。これも同額でした、市内も市外も。それで、いろいろなことが出て市外は高くしようと。この料金を改定してるじゃありません。

ここ始めたの副市長。農林課のときにいましたよ。講習も、私たちもみんなここができたときに受けました。６次産業化をやるということで。それなのにそんなことを利用し、これ市がやってきたことですよ。市がやってきたことに対して、それを廃止の理由に堂々と言うのは、私はおかしいと思います。

改善の余地があったんじゃないですか。しかし老朽化がしてきた。県との約束で10年間は使ってきた。県は10年間ちゃんとこの目的に沿った形で使ってください。途中で投げ出さないでくださいという意味だと私は受け取っています。10年過ぎたから、ちょっと目的から外れた。乖離があると。それでやめる。こんなことですね。

新しいのは、食・農・観の拠点施設やら何やら基本構想にあった、それもあります。そういうこと、ちゃんとこれからやることも構想もですね、きちんとやっぱり市民に訴えて、市民とともにやらなければ、市役所だけとかこういう業者さん、力のある業者さんだけでやっても成功しませんよ。

２次加工は、加工部門は専門の２次事業者に担っていただくとなるんです。（２）になりますが、今まで使用してきた１次事業者、農業者、市民、これどういう立ち位置になればいいんですか。これを締め出すってことですか。こんなこともきちんと分かってないから不安になるんですよ。こういうやり方は信頼できません。お答えください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　これまでの利用者の方々に対して、何でしょう、次の投げ出すとか、そういうことではなくて、やはり、これまでこの期間の中で、新聞報道があっ

てから、農林課のほうにも、そういう不安の声も届いてございます。
利用者の方々につきましては、これから代替施設となるものの場所について、丁寧に御説明してきたつもりですけども、また、今後ですね先ほど市長からの答弁もあったとおり、それをつなぎ合わせるプラットフォームというものを、今年ソフト事業として進める予定でございます。
あと、説明会につきましても、遅くても７月上旬までには開催するつもりでございます。
また、利用者の方々に御説明が遅くなったのは、事前にやはり市民の代表でもある議員の皆様にまずは御報告を差し上げて、それから利用者の方々に説明すべきだと、順番を考えた結果ですね、こういうことになってしまったことに対しまして、経済部長としておわび申し上げます。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。
○16番（齋藤律子議員）　まず、一般質問の答弁を借りてこういうことを表明した。これが３月です。その間に時間あったじゃありませんか。
５月12日の議案説明会にも、もう廃止条例がかかってるんですよ。今までの例を見ても、こんな廃止条例が待ったなしにかかってくることありませんでしたよ。待ったなしでかかってきてもその間に何か月間があったわけでしょ。新聞報道になってるから、ちゃんと説明会開催できたんじゃないですか。こんなことじゃ、これからあんまりうまくいかないと思いますよ。きちんとやっぱり、市役所の仕事してください。住民と向き合わない市役所ありますか。情けなくなります。
時間も、次の質問がありますので、ここでいろいろ怒っていてもしょうがありませんけど、ちゃんとやってください。次の事業が成功するために、そのことをしっかりと市民にもお伝えしていただきたいと思います。
それでは４番目の質問に移ります。
４　熊の出没対策について、（１）実態の把握についてをお尋ねをいたします。
近年、平川市でも、熊の出没や被害が増加し、市街地でも目撃され、市民に大きな不安を与えています。熊をはじめとする野生動物と、どのように人間は付き合って、向き合っていかなければいけないのか､問われる時代となりました｡個体数の増加や餌不足、人間社会の変化など、熊出没の異変の背景が言われています。
短期的には、人里や市街地に出てくる熊は捕獲をすることになりますが、中長期的には個体数を管理し、その増加数に応じて捕獲することになると言われています。また、緩衝地帯を作って人間と熊のすみ分けを進めていく、このことも必要とされています。
平川市の熊の生息環境､餌や個体数など､実態はどのようになっているのでしょうか｡調査をし、それをもとに分析し、対策を講じる必要があると考えています。熊は厄介なものとして、捕獲という対処法だけではなく、実態を把握し、今後を考えた対策を講ずることが今ほど必要になっています。
熊、人間の環境を含め、実態の把握について市はどのように考えているのかお知らせください。市長答弁をお願いします。
（２）これからの熊対策についてお尋ねをいたします。これからの熊対策は、住民、市民とともにということで質問をしたいと思います。

熊の目撃や出没は、これまでは山あいの地域での話でしたが、近年は、平野部、町なかでも出没、目撃が増えてきています。

目撃情報があった地域は、畑の農作業に怖くていけない。目撃情報があったら、防災無線で市民に知らせてほしい。代々収穫をしてきた庭の柿の木に熊が来て、周りの迷惑になるのではないかと心配している、切ったらよいものかなど、熊の存在が日々の暮らしのストレスになっています。ただ、怖がるのではなく熊に対して正しい知識を持つことが今必要です。

市では鳥獣被害対策講演会を２年前から、碇ヶ関地域と葛川地区で行っていますが、誰でも参加できるように、市民向けに講演会や学習会を市内全域を対象に行うべきではないでしょうか。

市民とともに安全教育を、これが今必要となっていますが、市長、学習会や講演会、これに対する答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（工藤貴弘）　議員御質問のうち、私からはこれからの熊対策についてお答えします。

市では、令和６年度に碇ヶ関地域で、令和７年度には葛川地区において、鳥獣被害対策講演会を開催し､熊を中心に有害鳥獣の知識や対処方法の周知に努めてまいりました。この講演会は市が広報やホームページで周知している熊対策の概要に加え、熊の生態や行動、被害防止についてより専門的な内容を学ぶことができるものとなっております。議員御指摘のとおり、近年は熊の出没が山あいの地域のみならず、平野部にまで及んできていることから、講演会や学習会の機会を増やし、市民に広く啓発してまいります。

熊の出没に関する実態の把握については、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　私からは、熊の出没に関する実態の把握についてお答えします。

熊につきましては近年、当市においても山間部のみならず、市街地周辺に出没するようになり、市民生活の安全・安心に関わる重要な課題であると認識してございます。

人里に熊を出没させないための方策を見いだすためには、議員御指摘のとおり、出没する原因を把握することが重要であると考えます。山の実態調査については、熊の餌となるブナの結実調査を毎年東北森林管理局が実施し、また、熊の個体数調査については令和６年度に県が行っております。今年度からは国でより正確に熊の個体を把握するための調査を始めるとしていることから、市単独での調査は行う予定はございませんが、これらの調査結果を参考にして被害防止対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　これまでのいろいろなことから、私はちょっと、平川市もう少し積極的になっていいのではないかなと思っています。もう目撃されている、それに対して対処をする、それだけでもういい時代にはなってきていないと思います。

かなりこの熊の生態やら熊の環境、こういうことも分かってきていますし、今これをちゃんとすみ分けをして、人間のいる世界に出てこないようにする。これが今大事なのではないかと思っています。

そういうことから、やっぱり専門の職員も置くことも今、全国でいろいろと行っていますし、いろんな餌の研究や、鹿肉なども個体によって食べる熊と食べない熊がいる。いろいろなことが分かってきています。

ですから、これをやっぱり実態を調査して、じゃあどうやっていけばいいのかこれをちゃんと方向を出さなきゃいけない。これは簡単にはいきません。中長期的にかなり時間がかかっていく。そういうことから、兵庫県、先進地です。20年前からいろいろな熊のことを研究して、そしてやっぱり増えた分は捕獲をする、こういうことをやっています。私はこの学習会、市民が不安に思ってるのはちゃんとしたことを知らないからです。ですから、町会やそれから学区ごと、いろんなやり方でやれればいいんじゃないですか。

その碇ヶ関地域や葛川地区でやったのも一部の人には連絡行くけど、市民全体が知らないことでしょう。ですから私は、文化センターでこういう、今テレビによく出てる専門家を呼んでやっても人は集まると思います。かつて、認定農業者の団体がやった、阿部　司氏の添加物とか、白い粉のあれはもう満杯になりましたよ。

そういうことからして、やはりこういう大きなことを、市民にこういう開催してやっていく。もちろん碇ヶ関地域や葛川地区で講演した先生も、それを実践してますからすばらしいです。ですから、こういう大きなものもやるんだったら、やっぱり発信をしていくことも必要ではないでしょうか。

そういうことで、その学習会とか怖いからやっぱりいろんな、どうすればいいか分かんない。そういうことからやっぱりみんな不安に思ってるんです。ＰＴＡにはすぐ連絡が入ります、スマホに。そしてそこからやっぱり、祖父母とか近隣の人が、今どこに熊が出てる、そういうことを聞くわけです。全然防災無線では放送されません。その後どうなったか、分からないっていうことが一番の不安をあおるんです。

ですから、そういうことも、防災無線で流すと、みんなが心配して怖がって畑にも行けなくなっているなるからというんじゃなくて、どんどん教えて、やっぱり市民に安心を与えてほしいと思います。そういうことでこの学習会など、どのように考えているでしょうか。部長、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　経済部長。

○経済部長（田中　純）　講演会につきましては、令和６年度、議員おっしゃったようにですね、令和６年度碇ヶ関地域、あと令和７年度に平賀東部地区で開催しましたが、今年度に関しましては、もう既に開催を予定してございまして、今年度は尾上地域で開催する予定となってございます。

先ほど議員からありましたとおり、今後の講演会等につきましてはですね、もっと回数を増やすなり、あと参加しやすい環境、開催場所を増やすなりを考えて対応してまいりたいと思います。

あと防災無線に関してです。防災無線に関しましては、当初４月早々、今まで15件の出没情報について防災無線とＳＮＳで公表してございます。

ただ、我々今回みたく、だんだん多くなってきているというシチュエーションに慣れてなかったせいもあってですね、そのマニュアルを更新して更新して、次はこうしてやろう、次はここを弱かったのでまた変えていこうと。いつもそうやってアップデートしてまいりました。議員から御指摘がございましたとおり、発見されなかった場合の防災

無線について、どのような対応でやるべきかというところも、今念頭に置いて対応を考えてございます。一刻も早く皆さんにそういう情報が行き渡るような方法を考えて対策をとってまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　防災無線ですが、平賀地域で目撃情報があった場合、そこだけでなくてやっぱり全域にお願いしたいと思います。

熊の移動は100キロにも及ぶ場合があるということです。ですから、平賀地域で見かけても、碇ヶ関地域や尾上地域の方に移動してる場合もありますし、やはり今どこで目撃されて、というか分かっている、そういう情報がありましたら、やはり流してほしいと思います。

とにかく、北海道などでは、ヒグマのちゃんと教育もされてるそうです、学校で。やっぱり一緒には住めません。でも、すみ分けをして、熊も生き物ですから、熊がいるそういう環境はやはりすてきな自然環境ですので、やはりちゃんとすみ分けができるような、長期的な目標にもなりますが、熊対策をしっかりと片手間ではなくてですね、やっぱりその担当の職員がいざというときになったらちゃんと選任できるように、様々いろんな仕事を持っているために、私がこう言ったことはできませんと。こういうことにならないように、しっかりと担当部長として、引き締めていってほしいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員）　16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、８日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後２時58分　散会